平成25年第3回嬉野市議会定例会会議録														
招集年月日	平成25年9月2日													
招 集 場 所	嬉野市議会議場													
開閉会日時	開議 平成25年9月5日			午前10時00分		議	長	太	田	重	喜			
及び宣告	散会	平成	文25年	59月5	5 目	午後3日	時53分	議	長	太	田	重	喜	
	議席 番号		氏 名 出欠 議席 氏 差		名	出欠		次						
	1番	辻		浩	<u> </u>	出	10番	副	島	孝	裕	出		
	2番	山	П	忠	孝	出	11番	田	中	政	司	ļ	出	
	3番	田	中	平-	一郎	出	12番	織	田	菊	男	i	出	
応 (不応) 招	4番	Щ	下	芳	郎	出	13番	神	近	勝	彦	ı	出	
議員及び出席並びに欠席議員	5番	Щ	П	政	人	出	14番	田	П	好	秋		出	
	6番	小	田	寛	之	出	15番	西	村	信	夫	ļ	出	
	7番	大	島	恒	典	出	16番	平	野	昭	義	ļ	出	
	8番	梶	原	睦	也	出	17番	Щ	П		要	ļ	出	
	9番	園	田	浩	之	出	18番	太	田	重	喜	ı	出	

	<u> </u>	1			
	市長	谷口	太一郎	福祉課長	
地方自治法	副市長	中島	庸 二	健康づくり課長	中 野 哲 也
	教 育 長	杉崎	士 郎	農林課長	納 富 作 男
	総務部長	筒井	保	学校教育課長	神 近 博 彦
	企 画 部 長	小 野	彰 一	収納課長	堤 一 男
	健康福祉部長	杉 野	昌 生	税務課長	宮 﨑 康 郎
第121条の規定	産業振興部長	一ノ瀬	真	観光商工課長	山 口 健一郎
により説明の	建設部長	中尾	嘉伸	健康福祉課長	神近博
ため議会に出席	教育部長教育総務課長兼務	江 口	常雄	茶業振興課長	宮崎繁利
した者の職氏名	会計管理者	中島	直宏	建設・新幹線課長	中島 憲郎
	総務課長	池田	英 信	環境下水道課長	横田泰次
	財政課長	井 上	嘉徳	水道課長	
	市民課長	井 上	親司	農業委員会事務局長	嬉 野 奉 文
	企画企業誘致課長	田中	秀 則	会 計 課 長	
	地域づくり・結婚支援課長	ЩП	久 義		
本会議に職務	議会事務局長	永江	邦 弘		
のため出席した者の職氏名					
		1			

平成25年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成25年9月5日(木) 本会議第2日目 午前10時 開 議

日程第1 一般質問

順次	通告者	質 問 の 事 項
1	平 野 昭 義	1. 合併から8年!課題と未来の市政運営について
		2. 塩田川と河川敷の活用について
		3. NHKのど自慢の招致について
2	山口政人	1. 学校給食アレルギー対応について
		2. 下水道整備について
		3. 予備費の使用について
3	山 口 忠 孝	1. まちづくりについて
		2. 嬉野中・轟小の人工芝の張替えについて
		3. 市報うれしのについて
4	山 下 芳 郎	1. 平和について
		2. 憲法の改正案について
		3. 河川の葦の有効活用を
5	梶 原 睦 也	1. うつ・自殺対策について
		2. 野良猫対策について
		3. 1型糖尿病患者の支援について
		4. 厚生住宅跡地利用について

午前10時 開議

〇議長(太田重喜君)

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1.一般質問を行います。

通告順に発言を許します。平野昭義議員の発言を許します。

〇16番(平野昭義君)

おはようございます。ただいま議長のほうから許可を受けましたので、一般質問を始めた

いと思います。その前にちょっと数字の訂正を通告書でしてください。合併から8年というところの欄の上から2段目ですね。「2万8,121人」を「2万8,069人」に。ということは、月が、6月と7月と一月おくれでこがしこ減ったということですから、そういうことで、2万8,069人が正解ですね。

それでは、ただいまから一般質問をいたします。質問の3点について申し上げます。まず初めに、合併から8年!今後の課題と未来の市政運営について。次に、塩田川と河川敷の活用について。3番目、NHKのど自慢の招致について質問いたします。前向きで誠実な答弁を期待しております。

まず初めに、合併から8年!課題と未来の市政運営について。

嬉野市は平成の大合併の特例措置により、3万400人で小さな市政が誕生しました。その後、人口減少は年々加速し、7月末現在2万8,069人と、2,000人以上の減少をしております。地方自治法では、市政の人口は5万人以上であります。白石町は平成17年1月、3町で合併し、部長制を採用しておりましたが、22年1月、新庁舎移転と同時に、合併のとき2万5,500人の人口で部長制は即戦力に欠くと判断し、廃止しております。人件費の削減と意識改革に取り組み、努力されておられます。

まず1つ、この問題について、さきの議会で質問してまいりましたが、我が市では、役割 分担、責任があるとの理由で現在に至っております。私は嬉野市も部長制を廃止し、専門的 な知識を養成することによって、住民へのサービス向上も大きく向上すると思います。

2点目、4月は退職者補充、7月は恒例の人事異動を見直し、昇進試験などを導入し、職場内の活性化に努力し、市民サービスの一層の改革をすべきと考えるが、市長、教育長にお伺いします。

3点目、合併時、融和を念頭に対等合併で調印されたが、市長は合併後、歓声の声が全市 民に届いているのか、実感されているのか、伺います。

4番目、市長は6月議会の3期目に意欲を示されたが、嬉野町時代は何年か。市民は新風を期待していると聞くが、6万人規模(旧藤津・鹿島)の合併推進を考えての出馬なのか。 次に、塩田川と河川敷の活用について。

塩田川は年間4億トンの清流を有明海に注いでいると言われております。昭和60年から「手作りイカダ大会」が毎年開かれ、県内外から多くの見物客でにぎわっておりました。不動山山系、春日渓谷から塩田、嬉野町を経て塩田川に注ぐ自然環境を生かし、嬉野市を全国にPRしていただくことが課題ではないかと考えます。

それから、商工会、観光協会、市観光課など実行委員会を結成し、「手作りイカダ大会」 や河川敷での涼を求めて、金のかからないパークゴルフは、子どもにも老人にも優しいスポーツであり、大変喜ばれると思います。各種団体に呼びかけ、競技しながらにぎわいのある 嬉野市が再発見できると考えるが、どのように判断されているのか、お伺いいたします。 最後に、来年完成が予定される社会文化会館でNHKのど自慢を招致し、1,300年の歴史を誇る美肌の湯を全国に宣伝すべきでないかと思うが、また8月23日、みゆきドームでNHKラジオ体操が加藤由美子さんのピアノ伴奏で開かれ、740名の子ども、大人の参加があり、大変盛会でありました。私も初めて参加し、久しぶりに汗を流し、さわやかな気分となりました。国民の健康を願い、長年続けてこられたNHKの関係者に感動いたします。

以上、壇上からはこれで終わります。あとは質問席のほうよりいたします。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

皆様おはようございます。また傍聴の皆さんにおかれましては、早朝からの御臨席、心から敬意を表したいと思います。

きょうから一般質問が始まりますけれども、真摯にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平野昭義議員のお尋ねについてお答えを申し上げます。お尋ねにつきましては、大きく3点でございまして、合併から8年!課題と未来の市政運営について。2点目が、塩田川と河川敷の活用について。3点目が、社会文化会館が26年春完成する予定であるが、NHKのラジオ放送とのど自慢を招致したらどうかということでございます。それでは、壇上から通してお答え申し上げます。

まず、1点目の市政運営についてお答え申し上げます。

嬉野市が誕生いたしまして8年が経過いたしました。市民の御理解により嬉野市政は順調 にとり行うことができておりまして、改めて御理解、御支援に御礼を申し上げます。

以前もお尋ねいただきました組織のことでございますが、常に検証を行いながら、よりよいものを目指してまいります。現在の状況では、嬉野方式が効率的でスピーディーな執行ができております。権限移譲ができるものにつきましては、幅広く行っておりますので、御指摘の件は当たらないと思っておるところでございます。

次に、以前から予算をいただいて人事評価制度の取り組み等を行ってまいったところでございまして、今後は評価の実態に合わせて能力が発揮できるよう、人員配置を行ってまいります。昇進試験の導入についても評価の項目に導入すればできるものと考えておりまして、評価の項目についても固定したものではありませんので、御意見は受けとめさせていただきたいと思います。

次に、市民の皆様の現在の嬉野市に対する御意見についてのお尋ねでございますが、今回の開会の御挨拶でも申し上げましたように、佐賀県内で男性、女性とも最も長生きできる市になりました。人間として長命であること以上の喜びはないと思いますので、喜んでいただけるものと考えております。加えて経済の回復ということですが、アベノミクスの影響がま

だ地方にまで波及しておりませんので、今後の回復に期待したいと思っております。そのことが歓声に変わっていくものと考えておるところでございます。

次に、嬉野町の町長の任期についてでございますけれども、嬉野町の町長をおよそ2期半経験しました。嬉野市長2期目を務めております。常に真面目に誠実に務めてまいったところでございまして、また毎年多くの新規施策に取り組み、自治体運営に努力をしてまいりました。その間、議会議員の皆様方の御協力につきましては、心から敬意を表するところでございます。新規施策の推進では、県内自治体の中でも評価をいただいているものと考えております。

今後も市民の皆様の御支援をお願い申し上げ、近隣の自治体との連携は当然のことと考えておるところでございます。先日も交流会を開催いたしましたが、今後も引き続き地域の連携を深めてまいりたいと思っております。

次、2点目の塩田川と河川敷の利用についてということでございます。

塩田川につきましては、さまざまに利用をされております。国、県の御理解をいただきながら、毎年防災パトロールを布手地区などで行っておるところでございまして、以前行われておりましたイカダレースにつきましては承知をいたしておりまして、私の知人も大会に参加させていただいておりました。実行委員会の皆様の御負担は多くのものがあったとお聞きしておりまして、敬意をあらわしたいと思います。現在、再開の話についてはお聞きしておりませんが、御意見ですので、関係者にお尋ねをしてみたいと思います。

次に、パークゴルフの件につきましても以前御意見をいただいたところでございます。その際にお尋ねをいたしましたところ、グラウンドゴルフが取り組みやすいとのことでございまして、現在グラウンドゴルフのファンがふえつつありますので、現在の状況ではグラウンドゴルフの愛好者がふえていくのではと考えております。

また、以前、御発言いただいたときに調べましたほかのパークゴルフ場につきましては、 コースの管理に大きな費用が見込まれるということで、経費の課題も出てきておるというこ とでございます。

次に、NHKのど自慢の招致についてでございます。

社会文化会館の建設につきましては、着実に進行しておるところでございます。会館の利用につきましては、幅広く考えられると思います。御意見ののど自慢につきましては、できましたら実現できるよう努力をしたいと思っております。のど自慢につきましては、近年では、嬉野町の時代と嬉野市になりましてからと近年に2回開催をしておるところでございます。また、周年での開催はございますが、開館記念としてはさまざまな技術的な条件があるとお聞きしているところでございます。NHKの皆様とは御交誼をいただいておりますので、のど自慢に限らず、さまざまな番組の開催を要望してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で平野昭義議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

1点目の2つ目に当たりますけれども、市政運営についてということでございますので、 私のほうからお答えさせていただきます。

特に4月、7月に行われる市職員の人事異動についてということでございますが、私ども 教育委員会には、市長部局より出向してきている事務局職員がおりますが、その配置及び昇 任については、市長部局の権限の中で行われておりまして、教育委員会そのものに権限はご ざいません。

なお、昇進等につきましては、現在、市職員の人事管理の一環として行われております人 事評価制度などを参考にして、総合的に判断がなされているものと思っております。

以上、お答えにさせていただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

それでは、市長あるいは教育長の答弁に対して再質問いたします。

まず初めに、いわゆる部長制の問題についていたしましたが、これにつきましては、私は21年9月に定例議会で質問しております。そのときの私の質問は、いわゆる社会の情勢の変化に対し、そのニーズに即した施策を機動的に展開し、そういうようなことに迅速に動くような部長制をしいたがいいじゃないかと言いましたが、市長の答弁は、高年齢層が相当におられ、経費の偏りがしばらく続くと考えると。部長制の十分な活用によって、今の嬉野市政があると考えているというようなことで、部長制があることによってよくいっているというふうな答弁をそのとき受けていたと思います。

ところで、例えば、佐賀県内、いわゆるそういう人口規模が、どこが部長制を廃止しているかというと、1つは多久市ですね。多久市が平成22年に廃止されております。その理由としては、行政改革で執行部より提案があって可決したと。それで、部長にかわるのは課長が誕生したというふうに、そういうふうに聞いております。

それから、白石町は市ではありませんが、人口は2万5,500人ぐらいで、合併当時はしばらくの間はしいておったが、新庁舎に移転してから部長制を廃止したと。その理由は、行政のスピード感を達成するためと。それで現在どうかと聞いたら、行政は順調にいっていると。そういうふうなことでありますけど、市長の答弁は、前回と余り変わらないとしたら、スピードとか、あるいは部長が必ずおらにゃいかんという理由は何かありますかね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今それぞれの自治体のお名前挙げられましたけれども、それぞれまた自治体のトップも白石あたりは交代しておられますので、新しい組織についてまた御検討をしておられるんじゃないかなと思いますけれども、私どもといたしましては、いわゆる今の組織の中で、やはり申し上げましたように、いかに権限を移譲して、それで決裁を早くしていくのかと、そういうことを念頭に取り組んでおるところでございまして、そういう点で非常に有効に活用できているというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

繰り返しの答弁と思いますけど、それじゃ同じ行政ですね、白石は今は町ですけど、その白石の内容は、部長制を廃止したことはなぜかということをさっき言いましたように、行政のスピード感が増していると。そして今現在も非常に順調に行っているということですから、ちなみに人口規模を調べてみますと、まず2万人台の人口が多久市ですね、2万4,400人。嬉野が2万8,000人、先ほど言いましたですね。それから、白石町が2万5,000人。大体似たような人口規模でのことですから、私は少人数ですから、部長制がないほうがかえって早目にいろいろの伝達とか命令とか、あるいは指示あたりができはせんかというふうに思います。そういう点ではつくづく思うのは、やっぱり何か今までの既成観念が頭にあって、たまたま市ですから、部長会議といえば、町は行かれんよとか、何かそういうふうな全く考えられんような時代がまだ続いているんじゃないかなと。本当は、もっと小さなまちから改革して、大きなまちも動かすというふうな、そういうふうなことにもならんと、なかなか進展はしないというふうに思うわけですよ。

それから、部長制の内容についての一部のことを私がちょっと書きましたので、ちょっと 読み上げてみます。部長制ですね、旧嬉野町時代に部長制をし、武雄との合併を念頭にした ときに、対等合併にするには、部長制をしいとったほうが有利よというふうなことから、嬉 野町で部長が始まったというふうに聞いております。そしてまた、部長は政策を提案する部 隊というか、そういうふうな陣営であって、提案も何もせんような部長は大体本当は無意味 じゃないかというふうに思うわけです。

それから、現在、部長が退職すれば、後補充をせずに廃止すると思っておりますが、それ についても恐らくそう考えておられるのか、それもちょっと質問しております。

それから、議会の一般質問を見てみると、私この間、玉名と川内市と視察に行ったですも

んね、これは産業建設委員会で。そのときにちょっと議会だよりをもらったけん、そしてその中身を見よったら、答弁が、市長が2割ぐらいで、あと8割ぐらいは部長、課長でその記録がなされております。そういう意味でも、やっぱり部長、いわゆる課長を育てるためには、やっぱり部下の知恵、あるいはノウハウを利用するのがいいじゃないかというふうに思うわけです。

それから、この際、一気に廃止して、管理職手当を、部長は部長手当がありますけど、そういうところはできれば住民にサービスするような努力をせんといかんじゃないかと、そういうふうにも思うわけですよ。このことについて、市長は、これはまた後でも言いますけど、今の私がそういうことを思いながら書いた、あるいは聞きながら書いたことについて、もし何か批判があられたらしてください。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

御意見ですので、批判する気は毛頭ございませんけれども、実は少し認識のずれがあるんじゃないかなと思いますけれども、嬉野町で部長制を導入したときは、合併とは実際関係ございません。これは私が責任者でございましたので。なぜ部長制を導入したかといいますと、旧嬉野町の時代に、とにかく町ではありましたけれども、人口2万人近くの町でございました。そういう中で、県内の町の自治体の中では最も少ない職員数で、いわゆる町政を動かしていくということをやってきたわけでございまして、そういう中で、職員全体が減ってきた中で、よりスピーディーに伝達、また責任を持って進めていくのかということについて、課長制よりも部長制のほうがスピードアップできるということで判断をしたわけでございまして、そういう点でスタートしたときも、予算的には負担をかけない形でやっていこうということで、近隣の部長の職責よりも安い部長手当ということでスタートをしてきたところでございまして、合併を目当てに部長制を導入したということはございませんので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

今、最少の定員でやってきたと申されますが、私も以前からちょっと聞いておりましたけど、嬉野は嘱託員、非常勤が非常に割合の多かよと。そいぎ、見立てではパートとか派遣職員が安上がりのように見えますけど、私は経営論としては、やっぱりそういう人は減らして、なるだけないばね、職員がせにゃいかんと。なぜならば、職員にはいろいろな責任があるわ

け。パートとか臨時の方には恐らく余り責任を課せられんと。そのようなことで仕事もそれ くらいになってしまうけん、結局、安物買いの高買いというかね、言葉で言えば、そういう ふうなことにも相ならんかと。ですから、そういう意味では、今言われた少数で頑張られた という中に、嘱託員、あるいは臨時の方は含まれていての今の発言なのか、それとも本当の 職員だけの話を言っておられるのか、その辺どうですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

当然、職員定数ということでございますので、職員ということでございます。また、嘱託の方とか臨時でお願いしている方がいらっしゃいますけれども、これは議員御存じのように、 突発的な仕事に対応するということもございまして、国、県のほうからさまざまに年々に必要に応じて業務の依頼が来るわけでございまして、そういうものを受け付けて、そして期間限定して行っているということで、これはどこの自治体でもやっておられることだというふうに思います。

もう1つの課題は、旧塩田町ですね、特に旧嬉野町、一緒でございますけれども、いわゆる御承知のように、昭和の終わりごろのいわゆる災害対応ということで、職員が大量採用になった時代、そしてまた採用できなかった時代、非常に平準化しておりません。ですから、一般の民間会社と比べますと、年齢構成が非常にいびつになっておりますので、そういうものをいずれ修正をしていかないと、全体的には行き回らないというふうに考えておりますので、できる限り修正を可能な範囲で、私どもとしては嘱託の方、臨時の方、そしてまた、ある部分においては仕事を外部にお願いをしていくというふうな、いろんなことをとらえていきながら、基本的な職員数の構成というものにつきましては、やはり標準的なものに持っていくべきであろうというふうに考えて努力をしておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

8月1日から2日まで政務調査を活用しながら、大阪に行ったですもんね。そのときに京都の近くですかね、日本海に面する京丹後市の福祉バスのことで、いわゆるパワーポイントを使って非常に熱心にされた。私はどなたかなと思って、よく見たら、主任さんですね、主任さんがされた。普通はああいうところには大学の先生とか、いろいろの講師が来られますけど、主任さんが来られて、10年間して、やっとかっとそれを達成したと。けさもちょっとテレビ見んさったかと思うばってん、200円バスですね、200円バスでどこまでも行かれま

すよということにこぎ着けたと。普通、民間やったら1,000円とか、あるいは800円とか取るところを、その人の努力によって、工夫して200円バスを京丹後市全部、6町たしか合併してなったというふうに記憶しておりますが、そういうふうで、私は例えば、佐賀市やぎ23万5,350人でしょう、唐津が12万人、それから比べれば、佐賀市の1割ぐらいの人口で、佐賀市と同じような形で待遇でしても、やっぱり何かにつけて損をするとか、あるいは行き渡らないとかありはせんかと。ですから、私は小回りのきく市ですから、そういう意味では、やっぱり主任とかなんとかが、自分の命をかけてもこの人生、自治体に基本奉仕するという、そういうふうな信念が非常に大事かと。そういう意味では、やっぱりもっと部長、今で言う部長あたりに、課長にも政策あたりを一生懸命させて、勉強して、かねがね2番目に書いておりますけど、昇進試験あたりも行って、もう少し緊張感を持つのが職場じゃないかと思いますけど、教育長いかがですか、そういう点では。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

昇進試験あたりをということでございますけれども、今、先ほど壇上でも答えましたので、 人事評価制度あたりを行われておりますので、それあたりをもとに十分されて、そして総合 的な部分での判断でいかれておりますので、それで差し支えないんじゃないかなと思ってお りますが。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

やっぱり自治体は公務員の方ですから、公務員試験上がったら、悪かことせんと60歳までは務められるというところにありますけど、その中に、民間と違うところは、やっぱり個人の能力、それをどう引き出すかということが非常に難しか課題かなと思いますけど、そういう意味では、私は昇進試験を制度採用すれば、恐らくそれは自然に生まれてくると私は思うわけですよ。何もなかったら、ただのそよ風と同じんごと40年過ぎたということで、何か知らんばってん、そういう人はおられませんけど、私が考えれば、昇進試験とかなんかあったほうが少しぎくしゃくすることはありましょうけど、やっぱりそれがその人のやめた後の生きがいにもなりゃせんかなと思うばってん、市長はいかがと思いますか。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

冒頭壇上でお答えしましたとおり、昇進試験については否定はいたしておりませんので、 先ほど申し上げましたように、いわゆる項目の中に入れてくれば、昇進試験でも当然評価は 出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

先ほど大阪に5人ほど行きましたけど、5人の方も恐らく全部同じ気持ちで聞いてこられたと思います。やっぱりああいうふうな田舎で、今までは小さな村が集まって持ち上がったということが五、六年あったというふうな話からですけど、そういう意味では、京丹後市の主任さんは、私はちょっと敬意が、頭が下がりましたと思いました。そういうふうにしていけば、やっぱり何事もできるんじゃないかと。あれはできんばい、あれはできんばいというとができたということになっておるわけですね。ですから、ここでもよく福祉バスの話も出ますけど、あらゆる面で、やっぱり集中的に専門的に希望があればやらせると。さっき言いましたように、4月は退職者の後で後補充と、7月は人事異動と。そしたら、この職員の中にも、ある人が言われました。余り一生懸命する暇なかもんねと。いつどこに行かんばらんかわからんもんねと。これでよかとかなと、私から言わせれば思うわけですよ。ですから、私はこれをしますと言って、そのまま例えば、ある担当課におれば、私はこれでよかでしょうと。そのかわり最後まで60までこれしますと、そういうふうな人も中には人それぞれ考えもあられると思いますけど、市長はそういうふうな人がおられるとは判断はしませんか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

議員御承知のように、その制度については、既に嬉野市は数年前から取り入れておるところでございまして、いわゆる新しい企画案件等ございましたら、一応職員のほうで希望を募って、そこに就任をさせていっているということでございますので、これからもそういうことでやっていきたいと思います。

また、4月と7月の異動につきましても、今年度見ていただきますとわかるように、いわゆる4月だからどう、7月だからどうということで固定して行っているものではございません。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

市長がもし欠けられたときには副市長ですから、副市長は今の答弁はどうですか、今の話では。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長 (中島庸二君)

今おっしゃいましたけれども、市長が言われましたように、4月と7月、特に近年は団塊の世代の退職で管理職の退職がございまして、今年度も4月のほうに基本的に重点を置いて異動をお願いしております。ただ、これがあと二、三年続けば、大体落ちつくんじゃないかということで、また昔の7月の定期異動に行くんじゃなかろうかと思いますけれども、退職前の職員が非常に多うございますので、その辺、今のところ人事のほうとしても苦慮されているんじゃなかろうかと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

わかりました。

結局、私はある職員の方が、私はもうこの仕事でよかよと、ほかのとは余り不向きやけん、これでよかよと。いわゆる非常に専門的な、いわゆる人間それぞれ違いますから、何かをやらせればなかなかできんけれども、何かやったら物すごく上手というふうな、これは特に技術屋あたりにはあると思いますけど、そういう点では希望とかなんとか、調整もとっておられますか。

〇議長 (太田重喜君)

副市長。

〇副市長 (中島庸二君)

一応人事のほうでは毎年ではございませんけれども、2年に一遍、3年に一遍は人事の異動希望ですね、それから業務の何をやりたいかということの希望はとっております。ただ、今、少し年代の関係がございまして、全てそれに該当させるかということは非常に厳しゅうございます。ただ、原則異動をするときは基本的に希望になるべく合うように配置をしているようなところが現状でございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

副市長でもあれですが、これは市長でもどっちでもいいですけど、仮にね、アンケートとか、あるいはそういう調書をとられて、市が思う、執行部が思う調書と違うとったと。例えば、執行部はあなたこれしんさいと。そしたら、その人の意見はこっちやったとしたときには、強制的にされるとか、そういうことはもちろんあると思いますけど、やっぱり事実あっておりますからね、異動とかなんとかが。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほど副市長が申し上げましたように、いわゆるその方々ですね、どういう仕事をやって みたいとか、どういう仕事に熱意を持っているとかいうことは大体わかっているわけでござ いますので、そういう点は十分配慮しながら行います。ただ、全体的ないわゆる時代の変化 とか政策の流れ、特に国、県の政策の変化がございますので、それに対応した組織として人 員が必要になってまいりますので、そういうところにつきましては、いわゆる人事のほうで 張りつけをして行うということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

2番目のほうに詳しく書いておりますけど、よく市民の方から聞きますと、特に合併してからは、いわゆる農協ももちろん、佐賀みどりと大きくなりまして、農民の方もいろいろ批判があります。行たてみても、何も知らんとの挨拶もせんやったと。いわゆる人事異動は余りにも激しいとそういうふうなことがあって、窓口来ても何か知らん顔しておるというかね。そいけん、私はやっぱり「お客様は神様」という言葉もあったばってんが、そういうふうな気持ちを特に窓口近くとか、あるいは市民と応対する人は持ってもらわにゃいかんと。そういうふうなロールプレイングばりなことも毎週行われておるわけですかね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

やはり慣れるまでは、しばらく時間はかかったと思います。そういうことで、毎週金曜日に会がございますので、私どものほうで管理職に対してこういう話があると。だから職員とも十分協議をするようにというふうなことは、常に指導をしておるところでございまして、そこらについては各課で、また金曜日の結果を持ち寄って話をしてくれますので、例えば、

いろんな声ということで御意見を承りますので、その点についてはすぐ対応するように行っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

それにつけて本職員の方は、それなりの責任感等、いわゆる気持ちもありますけど、嘱託 員の方は2年とか3年と、ある意味では腰かけでということになりますけれども、そういう ふうな方も恐らく窓口あたりにもおられるかと思いますけど、そういうふうなことを含めて 金曜日は全課で今言ったようなことを朝礼、あるいはお客様に対する対応の仕方、全課で、 私は余り見たことありませんけど、あっておりますかね。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

管理職会を行っておるわけでございますけれども、その管理職会の結果については、一応 全職員、そしてまた、職員のほうから嘱託の方あたりについても、こういうことでというこ とでお話はしているということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

今の件について、総務課長はいかがですか。

〇議長 (太田重喜君)

総務課長。

〇総務課長 (池田英信君)

部課長会で市長のほうから指示がありますので、当然、課のほうにおつなぎをしていると ころです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

今、9月議会ですけど、10月になったら、あら嬉野市の、あるいは本庁、あるいは嬉野支 所に行ったら、非常にころってかわっとんさるよと、対応のよかよと、応対のよかよと、何 じゃいあったとと、そういうふうな変革を私は望みたかわけ。もう議会のあったばってん、何も議員なあがん言いよらっぱかりたいのというごたあ感じじゃなくして、やっぱり真摯に受けとめてもらいたいと思います。特に総務課長はそういう意味では責任者と思いますから、よく見ておりますから、よろしくお願いします。

それから、次は3番目に行きますけど、これは市長に特に関係しますけど、市長はいつもくちあうごとに融和と歓声の声が届くというふうなことを言われてきましたけど、果たして8年過ぎた今日、心の底から今でもそう思っておられますか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

この歓声の聞こえる嬉野市をつくるということが市政全体の目標になっておりますので、 常にそのことを頭に入れて仕事をしておるつもりでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

融和と歓声を念頭にということについても、これも文章をちょっとまとめましたけど、市 長は合併当時、初心を忘れずということを言われましたけど、本当に忘れておられないのか ということが1つ。

それから、塩田の市役所の存在感が小さくなり、嬉野へ移行が目立つと、目につくと、市 民の声にどう説明されておられるのか。

それから、これは市民の間で一部かしれませんけど、合併せんがよかったと。当初の計画のように、鹿島市との合併がベストであったというふうな市民の声も聞かれますけど、そういうふうなことを市長に直接言う者はおりませんでしょうけども、そういうふうなことがあると思いますけど、耳にされたことはありますか、そういうふうなことを、今言ったような市民の声。これは特に塩田町民の声が多かと思いますけど。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

旧塩田町民の方ですね、また旧嬉野町民の方から、さまざまな御意見をお伺いいたします ので、それについては御説明をしておるということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

この間の6月議会で、辻議員の質問に対して、市長にまた合併してから3期目だというので、お願いするというふうなことを聞きましたけれども、恐らくこれについては、塩田では3期目ですけど、嬉野では、多分私で今言われた2期半か幾らかされたとすれば、ある意味では、佐賀新聞で多久の選挙がちょうど今あっておりますね。そしたら一部の市民でしょうけれども、少し長期に長過ぎたというふうな声も市民から聞こえると。これ多久の話ですよ。そういうふうなこともありますから、そういう意味では私は今度の選挙に挑まれたことについての意欲というかね、そしてここに示しておりますが、これは結局、いつも申し上げますように、藤津郡は昔から藤津郡です。ですから、2町合併したけれども、藤津郡にはなろうという、そういうふうな願望というね、これは塩田の方は特に多いです。恐らく嬉野の方も吉田地区もあると思います。特にこの吉田地区ではトンネルがほげましたから、鹿島とはものの10分で往来できるわけですよ。そういう意味では、井の中のカワズじゃなくして、もう少し行政区を広げてもらいたいと思いますけど、市長はこのことを含めて3期目の選挙もお願いするということでありましょうか。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今回、決意をいたしておりますので、ぜひ市民の皆様に御理解いただけるように、私自身が努力をしてまいりたいと思います。

また、今の御発言の鹿島市、それから太良町さんとは、以前からお話しておりますように、同じ地域の近隣の自治体として、今まで以上に仲よくしていかなければならないというふうに思っております。

また、以前の議会でお答えしましたように、いわゆる合併については、今、国のほうでは 推進しておりませんので、そのことについて、合併とは別の形で新しい地域のあり方という ものを私どもは模索していかなければならないというふうに考えておりまして、それがやは り地域との連携であろうというふうに思っておりまして、この前も2市1町で交流会等も開 催をしたところでございまして、また、体協等につきましても、ぜひ一緒にやっていこうと いうことで、御承知のように、今、駅伝チームあたりはまだいわゆる嬉野、太良で出ており ますし、また今回の女子野球についても嬉野、太良で出ているということになっておりまし て、その点では以前のおつき合いというものは非常に大切に考えていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

今の市長の答弁でよくわかります。ずっと以前からもそういうふうな答弁を、今も言われ ましたとおり、そういうふうないわゆる広域圏的な話は聞きますけど、私が佐賀の県庁の市 町村課にちょっとお尋ねしてみたわけ。いわゆる合併拡大はどうですかと言ったら、合併特 例債はありませんと。しかし、合併する意欲があられましたら、私たちも努力しますと、協 力しますというふうなことを、名前は言いませんけど、ある市町村課の方は申しておられま す。ですから、私は今の広域圏とかなんとかよりか、本当はやっぱりこういうふうな姿で藤 津郡は一つということでやれば、観光協会のほうも非常に力が湧いてくると。今の2万8,000 人ぐらいの人口よりか、6万人ぐらいになりますから、そうすれば、いろいろな知恵も出て くるし、また有明海とか、あるいは祐徳院とか、いろいろ産業もありますから、そういう意 味では私は合併して一つになったほうがよかと。もちろん塩田の方は、うちの孫も鹿島に2 人行きよるばってんが、ほとんど私も鹿島ですけど、全部そういうふうなことで、鹿島が今 まで交流が多かったけん、その名残がなかなかやっぱり解け切らんとですよ。ですから、ど っちみちそがんことするよりか、もう一緒に合併しようという意見が非常に多いですから、 今回、市長がこれをはっきり、うん、そんない私ももし当選したら、鹿島市、太良町、藤津 郡が合併するごと県に働きかけますということをもし言われたら、ここで言ってくださった らどうなるかと思いますけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほど議員言われたように、いわゆる県のほうも推進はしていないということの裏返しだというふうに思っておりますので、私としては合併以上の効果を上げるために努力をしていきたいということで、もう既に動き始めておるところでございまして、それがやはりお互いの行政間の連携であろうというふうに思っておるところでございまして、議員の御発言については十分わかっておりますので、当然、合併に対する予算的な裏づけがないということはなかなか難しいと思いますので、それ以上の成果を上げるような交流とか連携とかいうふうなことをやっていきたいなというふうに思っております。また、その中で特に鹿島市さん、太良町さんとは、いわゆる広域圏の行政組織も組んでおりますので、今まで以上に重要なパートナーになっていくというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

このことについて余り深入りすれば、来年1月26日が選挙ですから、余りにも影響すると困りますから言いませんけど、次に、塩田川と河川敷のことを書いております。ここでは昔、昭和60年ごろから、10年か十二、三年ぐらい手作りイカダ大会があって、非常ににぎわったわけですよ。私たちも郵便局で団体で出た記憶もありまして、賞金ももらいました。ですから、私は自然のせっかくの川があって、きれいな河川敷があるとを活用することによって、いわゆる宿泊客にもつながりはせんかというふうなことも思うわけですよ。特に今回の社会会館ができますから、そういうふうなことも含めながらすれば、老人が非常に多い時代ですから、何かにつけて私はプラスになると。あとは持っていき方ですね。やっぱりどういうふうにして持っていくかというふうなことすれば、やっぱりあのときあがんやったけんが、ほんによかったねと、これはもっと早うでんせんばらんやったというふうになるかもわからんし、その辺については、この専門的なことでは、そうね、観光商工課の方でもよかばってん、部長、いかがですか、そういうつながりについて、ちかっと気持ちはありますか。

〇議長 (太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

お答えしたいと思いますけれども、議員からの御質問をいただきました。その前、以前、昭和61年ぐらいから多分始められたと思うんですけど、最初のころ、私も仲間がある職場におりまして、そこで一つのチームとして参加をされました。それで、私は直接参加というよりも応援で河川の護岸をずっと下流のほうに下って応援していったところでございまして、中身につきましては、少し存じております。

それで、このことについて、また復活をという御意見でございましたので、そういう思いがございましたので、一応、当時、商工会を中心としてJAさんとか一緒にされていたという経緯聞きましたものですから、そういう商工会とか観光協会あたりにもお尋ねをしたところでございます。当時、非常に盛り上がったけれども、ちょっと後が尻すぼみになってしまって、お客さんが非常に少なくなって運営が非常に厳しくなったと。それと青年部さんの人数が極端に少なくなったというふうな状況の中で、実態的には非常に厳しいというふうな御意見は伺いはしたところでございます。私の考えとしましては、そういう皆さん方の御意向を大事にしていきたいとは考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番(平野昭義君)

今、部長のほうからいろいろお聞きしましたけど、なるほどあとは何年かして終わりましたけど、終わった後の私から聞いたところでは、一部はイカダですから、ちょっと船じゃなくて、イカダばってんが、そういう専門的な川副とかなんか、ああいうところが物すごく参加者が多して、賞金20万円はそっちが持っていってしもうたと。そいけん、よそにくれるごたるならば、もうせんがましやっかということもあったと。ですから、その辺については、やり方を、もう少しよそからの参加者にはこうこうというふうな、いわゆるランクをつけてすれば、もう少しそれが消滅せんでようなかったかなと思っておりました。

ですから、いずれにしても嬉野温泉を全国にPRするためには、やっぱり思い切った施策、 あるいはいわゆる観光的なことをせんと、特にNHKとか、あるいは佐賀放送とかで毎日い ろいろありますけど、それは全国に茶の間に行くわけですから、非常に関心が高いけんね、 そしたら行たてみようかとか、先ほども言いましたように、パークゴルフね、筑後川の河川 敷に私も行たてしてきましたけど、そうつくるとに余り金はかからんと思います。ですから、 市がせろじゃなか、そういうふうな団体をつくってすれば、そこでその人たちが運営してい くと。ですから、それが自然に温泉につながっていくと。そういうふうな一つの流れをつか むチャンスをするでっちゃ、骨折るです、始める人は。さっき言ったように、京丹後市の主 任のように。あの人は何しよるかということで、ふうけとりゃすんみゃあかというふうに、 そういうふうに骨折って初めて成功すると思います。ただ人並みすれば人並み。ですから、 誰かがそういうふうに頑張ってもらいたいと思いますけど、ここの中で興味のある方いらっ しゃいますか。それはよかね、私がしましょうかとあったら手を挙げてください。ここで議 会で挙げられれば、もうその人は大したもんばいというふうに、テレビで見て皆さん褒めら れますよ。そういう人を私は市の職員の中にもおられると思います。それで、ここにおられ る方じゃなくしても、普通のまだ若い人がおられると思います。ですから、頑張ってそうい う点については興味を持っていただきたいと思いますけど、市長最後に、そのことについて、 せっかくの、今、中学生が80メートルぐらいは荒れ地を草刈りして、そこを運動場に使いま した、河川敷。その下は全部やぶですね。八幡川まで300メートルぐらいやぶ。ああいう点 もそういうふうに活用されると思うばってんが、市長として最小限にできる範囲でもいいで すから、お前たちの発起人というか、やるとはいろいろな団体が集まって金もそれでいいで すけど、たまたま市長が手を挙げたとかいうふうになれば、皆さんも共鳴されると思います けど、その辺についてはどがん思うですか、パークゴルフの発足ですね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

冒頭お答え申し上げましたように、いわゆるこの前御提案あったときも、御関係の方にお 尋ねしたところでございますけれども、パークゴルフよりもグラウンドゴルフの時代だとい うふうなことでお話があって、ちょっと実現できなかったわけでございます。冒頭申し上げましたように、グラウンドゴルフについては、今どんどん盛んになっていっているというふうなことでございますので、御提案については、また協会あたりの方にお話をしてみたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

私もグラウンドゴルフも普通のゴルフもパークゴルフも3種類、一応下手くそばってん、 たまにしておりましたけど、パークゴルフにはパークゴルフのおもしろさのあるわけですよ。 どっちも申告制ですから、ゲートボールのように争いとかなんとか、そういうことは余りあ りません。ですから、私が一番念頭に置くとは、きれいな川が嬉野から流れてきよる川のそ ばでするということは、ある意味では健康増進にもつながりはせんかというふうに思うわけ ね。場所はあっちこっちあるばってん、あそこはきれいか川が流れよるでしょうね。ですか ら、一時ですね、市長は御存じか知らんが、ちょうど河川敷ができたすぐにテニスコートを つくったわけ、中に。私はがんことしてよかろうかと思うたけん、テニスコートはぴらっと して、ボールはじき右左走るでしょうが。それで何百万円か知らんがかけて、ある土建業者 がされた。されたところが、明くる日、その上に水の来た。それで何もされんごとざらざら でごみだらけになってしもうて、あがんとは提案した者がどなたか知りませんけれども、テ ニスコートがほんの1年できて、余り利用せんで終わったわけ。パークゴルフは草のおえと ったがよかわけですよ。そういう意味では、土木事務所に私いつか行ったら、そがんしてく んさったら、管理人も毎年どなたかに委託して管理ばしよると。それもせんでよかけん助か るですよと、よろしくお願いしますとまで言われました。ですから、あせがらんでもいいで すけど、来年、体育館、社会文化会館ができますが、そういうことに照準を合わせながら考 えてみてください。よろしくお願いします。

それから、最後になりますけど、来年、NHKの方、この間も言いました。この間のみゆきドームにも私も行きましたけど、ああいうふうに全国ネットでやれば、非常に嬉野という名前がアナウンサーから通じて広がっていくと。1,300年も続く温泉やったろうかということも、初めてそれを知る人もおるかわからんし、できれば電話の先でどうですかじゃなくして、NHKの佐賀ぐらいまで行って、所長あたりに会って、ぜひというふうに懇願すれば、何とか、まだ先のことやけんね、ならんとも限らんと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

直接お伺いもしておりますし、また最近は、特に嬉野の場合は年に1回ぐらいはNHKの方との意見交換会というか、いろんなお話もさせていただいておるところでございまして、非常に御好意を持って対処をしていただいております。今申し上げましたように、開館記念ということについては、なかなか技術的な課題があるということでございますので、大体周年記念というふうな取り扱いが多いようでございまして、申し上げますのは、開館記念となりますと、いろんなまた機械的な調整等も非常に時間がかかるということもございまして、開館記念はなかなか難しいと。しかし、周年記念ではいろんな番組が可能性としてはあるというふうに思っておりますので、御意見もちゃんと受けとめながら、お願いをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

今のことについて、特に嬉野の観光協会とか、いろいろ頑張っておられますが、一ノ瀬部 長としては、その件についてはいかがお考えですか。

〇議長 (太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

お客さんの増加につながるのであれば、いろんなものを取り入れてやるべきだというふう に考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

○16番(平野昭義君)

いろいろ取り入れるということは、いわゆるのど自慢大会もぜひ取り入れるということに 理解していいですか。

〇議長(太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

私も直接の担当ではございませんけれども、もちろん私もラジオ体操にも参加をさせていただきましたので、雰囲気はよくわかっておりますので、そういうNHKさんにしろ、どこの局にしろ、いろんなイベントを呼ぶことによって、市をPRできれば、それが一番いいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

平野議員。

〇16番 (平野昭義君)

私も、もともとうちの家内は嬉野からですけど、嬉野には式浪ですけど、よく行っておりました。そういう中では、やっぱりそういうふうなことを一つの輪になって、そいぎ嬉野の花火大会とか、いろいろありますけど、そういうことを含めながら、塩田と嬉野と川によってつながっとるけん、その川を生かすということが私の大きなテーマでもあるし、そのことによって、それがまた一つの人間関係もつくっていくしですね。ぜひ今のことについてはしてもらえれば、知らない人が全国、例えば、北海道とか沖縄の方が、あら嬉野は1,300年もなるてね、そんないば行たてみようかと、のど自慢通じて来られるかもわからんしね。そいけん、そういうふうな人のつながりを大事にすることにも情報メディアを使うということはいいじゃないかと。ですから、よう人間は言いますけど、昔は無言が金なりということで、今は無言は金にならんけん、情報が金やけんね。そういう意味では、どんどんどん情報を発信するように頑張ってくださることをお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

〇議長 (太田重喜君)

これで平野昭義議員の一般質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

5番山口政人議員の発言を許します。

〇5番(山口政人君)

議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行いたいというふうに思います。 今回は3点挙げております。

まず、学校給食アレルギー対応についてということでございます。

昨年の12月、東京都調布市の小学校で、食物アレルギーのある小学生が学校給食を食べた 後、亡くなる事故が起きました。このことをきっかけに、全国の市町で対応がなされている というふうに思いますが、嬉野市ではどのような対応をされているのか、伺いたいと思いま す。

次に、下水道整備についてであります。

未整備地区につきましては、下水道審議会において整備方法の答申がなされ、現在、住民 アンケートを実施されているというふうに思いますが、事業着手までのスケジュールを伺い たいというふうに思います。

次に、予備費の使用についてであります。

予備費については、予算の本質を乱さぬ運用が必要であるというふうに思いますが、予備 費使用についての基本的な考え方を伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からは質問を終わります。再質問は質問席のほうでいたします。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

山口政人議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

1点目が学校給食アレルギー対応について、2点目が下水道整備について、3点目が予備 費の使用についてということでございます。

まず、学校給食アレルギーについてお答え申し上げます。

先日報道されましたように、学校給食により食物アレルギー反応を起こし、とうとい人命が亡くなりました。心からお見舞い申し上げます。新聞記事などによりますと、食物アレルギーへの対応はしていたけれども、偶発的に起こったものと報道されていました。関係者におかれましては残念な事故だったものと受けとめております。家庭と学校と当該者のかかりつけのお医者さんなどとの連携をしっかり保っていくことが大切であると考えております。今後も家庭でのアレルギーへの対応を十分に聞き取り、学校給食におきましても同じように対応できるよう準備をいたしたいと考えております。

次、2点目の下水道整備についてでございます。

現在、未整備区域の久間地区についてアンケート調査を行っておりますが、その後、事業 化に向け、手法も含め例規の制定、着手までは1年から2年後にと考えておるところでござ います。

次に、予備費の使用についてお答え申し上げます。

一般会計において予備費は、地方自治法第217条の規定に基づき、予算編成当時、予期しなかった予算外の支出が生じた場合及び歳出予算計上額が不足した場合に対応するため、予算化しております。予備費の制限額の規定は法令にはございません。特別会計においても、一般会計に準じて予算化しているところでございます。

地方公共団体の支出は、議会の議決を受けた歳出予算の定めるところにより執行しなければなりませんから、年度途中で予算外の支出が生じた場合や歳出予算額に不足が生じた場合は補正予算を編成することになります。ところが、緊急に対応しないと危険な状態が予測され、既決の予算では対応できないとき、また、軽微な内容のものについては、予算執行の効率の観点から、市長である私の責任において予備費充用の措置を行うことで対応しておるところでございます。

予算は議決をいただいたものですので、その範囲を逸脱しないよう予算執行を行っております。また、予算の流用、予備費充用が乱用されないよう、その基準を作成し、取扱要綱等

も定めて運用を行っているところでございます。

以上で山口政人議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

1点目の、学校給食における食物アレルギーの対応についてお答えを申し上げたいと思います。

食物アレルギーのある子どもたちの把握のために、学校給食センターでアンケートを作成いたしまして、毎年、入学、転学される児童・生徒さんを対象に学校で調査をしております。その結果をもとに、食物の好き嫌いと食物アレルギー等を区別するために、保護者と直接面接、面談し、正確な診断と好き嫌いの見分けをはっきりさせるために医師の診断書の提出を求めております。さらに保護者との面談調査票、アレルギー食対応確認書などで情報を、保護者、学校、給食センターの責任者や担当者を含め、どのような対応をするか、給食開始前に3者での協議を行い、共通認識を図っております。

塩田学校給食センターでは、食物アレルギーの該当者が4名おられまして、小学校の児童が1名と中学校の生徒さんが3名であります。この児童の1名は牛乳と卵の重複アレルギーですので、牛乳を飲むことをしないで、詳細な献立を家庭へ配布いたしております。また、3名の中学生の生徒さんは牛乳へのアレルギーですので、牛乳を飲んでおりません。

また、嬉野学校給食センターでは、数年前から食物アレルギー対応の取り組みを行っております。アレルギー対応の除去食を提供している該当者は、小学校の児童が9名、中学校の生徒さんが3名、計12名の子どもさんに提供いたしております。除去食を調理するには専門の調理室と道具、それに要員が必要でございますので、嬉野給食センターでは正規職員である調理員の1名が専属で担当いたしております。

なお、正規職員の調理員の1名で担当する仕事量といいましょうか、そういう点においては、現在の12名が限界のようでございます。

また、アナフィラキシーがある中学生の1名には給食では対応できませんので、家庭から 弁当を持参していただいているところでございます。

以上、学校の対応といたしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

それでは、順次再質問をいたしたいというふうに思います。

まず、アレルギー対応についてでございます。

この食物アレルギーを持つ児童・生徒さんというのは、塩田では4名、嬉野では12名とい

うようなことでございます。文科省につきましては、平成20年にアレルギーの対応策として ガイドラインを作成されて、全国の学校に配布をされているというふうに思いますが、実際、 嬉野市内の各学校において、このガイドラインを活用されているのか、今、教育長の答弁を 聞いてみましたら、少しはされているなというような気がいたしますけど、実際活用されて いるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

〇議長(太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、これです。この中に学校全体のアレルギーのものと、それから、食物アレルギーについてはこういう形できっちりあるわけでございますので、これに基づいてですね、保護者に配る資料、あるいはドクターに配る資料、そういうものを配布して、年度初めにきっちりしているところでございますので、そういうところで食事に対する好き嫌いの部分も、特に低学年でありますので、はっきりするところの部分として診断書を出していただいているということでございますので、議員にお渡ししている資料では、今年度はそういう数値であるというところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

昨年の東京の調布市での死亡事件を受けまして、この文科省の有識者会議の中で、ことしの7月29日に中間報告がなされておるわけですね。まず、1番目が、学校全体での対応が必要で、給食施設の整備状況や栄養教諭の配置、アレルギーがある子どもの有無など個別事情が異なるため、各校がそれぞれマニュアルを作成すべきであると。校長など管理職を含む全教職員向けの研修を充実させると。3番目に、子どものアレルギーに関し、学校と保護者、主治医らが情報を共有し、徹底し、給食に原因食物を使わないなど、献立づくりの段階から配慮をすると。それから4番目に、緊急時にアレルギー症状を緩和するアドレナリン自己注射――商品名でエピペン――の使用を迅速に判断するため、消防署との連携も強化をしていきたいというふうな報告がなされておるわけです。このガイドラインの活用を実際やっているというようなことですので、この中で、学校生活管理指導表というのがあるというふうに思いますが、この活用についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、学校生活管理指導表というのは、アレルギー疾患を持った児童のみが入学時に提出 されているのか、それともう1点は、やはり新規発症というのがありますので、毎年提出を すべきだというふうに思いますが、そこら辺どうなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えをしたいと思いますが、学校生活管理指導表というのはこれでございます。(資料を示す)こういうものでございますけど、これは見本ですが、こういうものをですね、これは主治医用、それから保護者用というのがございます。したがって、これを配る前に、アンケートで保護者に一応こういうのを、アレルギーがありますかというような形で予備調査をいたします。そして、そこでこういうしおりが必要だという方に向けてこれを届けるという手順でですね、そういう形で調査をしているというところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

はい、わかりましたけど、この食物のアレルギーに対する給食というのは、やはり今、教育長の答弁にありましたように、あくまでも医師の診断と、それから主治医によるものだというふうに思っておるわけです。やはり本人の好き嫌いとか、それから保護者の希望による給食というのは出す必要はないというふうに私も思っております。やはり健全な発育の観点からも、不要な食事制限はできないというふうに思うわけですよね。ただ、この指導表に基づいて、各学校での食物アレルギーを持つ児童・生徒のいわゆる取り組みプランですか、個々の児童の取り組みプラン、これは作成をされているんでしょうか。この作成に基づいて、こういったアレルギー対策の対応への給食をされているのかどうなのか、お尋ねをしたい。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、本年度はそういう形でエピペンの所有者、必要な子どもさんはいませんので、そこまでの対応はしておりませんけれども、例えば、過去、ある学校で心臓疾患のある子どもさんについては、ドクターに入っていただいて、保護者、学校側と、そしてマニュアルをつくっております。そして、どこで心臓停止があっても対応できるように、もちろん研修会もしますけれども、このうちの見えない部分において、そして、どの教員でも対応できるような形でですね、そのマニュアルに従っていくというようなことでしておりますので、そのマニュアルそのものも、ドクターと保護者の了解の上で、そのマニュアルで、これでいいですねという確認をしておりますので、もしこういうアレルギーの子どもさんが出てくるとするならば、やはりそういう対応はとっていく形で思っておりますし、そういうひな形は十分つくっておりますので、それに合わせて対応してまいりたいとい

うふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

答弁から見てみますと、やはり全教職員が共有しているというふうに受けとめていいわけですよね。その場合、もちろんこういったアレルギー疾患を持った児童・生徒というのは、予測できないような発生の仕方があるというふうに思うわけですね。ですから、やはり全教職員が共有することは本当に大事なことだというふうに思いますが、そこら辺の個人情報についての考え方というのはどのようにされているのか。

〇議長(太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

個人情報ということでございますが、学校の中には個人情報はざらにごろごろあるわけで ございますので、個人情報については、もちろん守秘義務含めてですね、いわゆる掲示をす る部分についても秘密会議で掲示をするということで、守秘義務は十分徹底しているものと 思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

あくまでもですよ、全教職員が共有をするわけですよね。やはり人命にかかわることです ので、各職員1人の守秘義務というようなわけじゃないんですよね。そこら辺、もう少しち ょっと。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

今、守秘義務と言いましたのは、学校全体として守秘義務を守るということでございますので、それから、教職員の共通のマニュアルといいましょうか、それは周知した上、それと、この子どもさんについてはこういう特異な形があるというのも食物アレルギーにかかわらずあるわけでございますので、そういった点では個人情報に該当しない部分については公表できますけど、それ以外に該当するものについては公表できませんので、そこの線引きについては常々守秘義務の中で話をしてきているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

やはり守秘義務というのは対外に対しての守秘義務であるというふうに理解をしております。それで、嬉野では12名に除去食を提供しているというようなことですが、やはり事故をゼロにするために、給食時に教職員の食物アレルギーに対する給食の献立のチェック体制、いわゆる原因食ですね、それが混入をしていないのかどうなのかという、そういったチェック体制というのはどうされているのか。

〇議長(太田重喜君)

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

お答えをいたします。

ちょうど給食センター運営委員会の中で示された「食物アレルギー対応食のための基本的な手順」という資料を所長がつくっておりまして、それには13段階ぐらいの手順が書いてあります。その中に、先ほど教育長が申し上げましたように、個別の指導委員会の設置、食物アレルギー調査の実施、それと保護者との面談ですね、それと関係職員での協議、それからまた保護者との話し合い、それから、その内容についての保護者からの申し込みですね、そして保護者への献立表を配布、そして献立の決定、保護者への最終確認、それから調理、配膳と指導評価というふうに入っていくわけですので、この中で十分なコミュニケーションがとれて、アレルゲンとなる食材がどれかというのは確認がとれていると思います。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

それでは、実際の給食時にそういった献立のチェックというのはやっていないというようなことなんですかね。給食時にです。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩します。

午前11時19分 休憩午前11時20分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

教育部長。

〇教育部長 (江口常雄君)

先ほど調布のことを言われましたけれども、調布は自校式で、調理員が除去食、それは黄

色いトレーになっているそうなんですけれども、それを子どもに直接手渡しているわけですね。ただ、手渡すときにアレルゲンを抜いた食品がどれだというのを確実に伝えたかというのが不明確なんですよ。ですから、おっしゃるように、そういうミスがあって、子どもも自分がカードを持っているわけなんですけれども、その食材にチェックを入れ忘れたとか、教員も子どもには聞いたんですけど、それはおかわりで食べているわけですね。それは、食べるときに大丈夫かということを聞いたんですけれども、持っているのを確認していないと、そういうのはあります。ですから、そこら辺はきちんと確認ができるような体制はつくっていきたいというふうに思います。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

はい、わかりました。やはり事故防止のために、日ごろから緊急時の対応への準備というのが必要であるというふうに思いますが、そのための教職員に対する研修、あるいは訓練、こういったものを実施されたことがあるのかどうなのか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

給食センターに栄養教諭がおりますので、その栄養教諭が各教室を巡回するという方式を とっておりますので、その席で研修も兼ねてですね、特に除去食が必要な子どもの教室には 行っておりますから、そこで行っております。

それと、年度初め、例えば、こういう「学校給食の手引」と佐賀県からも出ていますので、 こういうものをもとにして、年度の初めの研修の中で述べているという状況でございます。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

余り研修も訓練もされていないというように受けとめましたが、今後、この中間報告にも ありますように、そういった研修、訓練が必要であるというようなことも言われております ので、今後どういった取り組みをされるのか、そこら辺を伺いたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、嬉野市内では今のところ、塩田と嬉野の給食センターの対応の仕方が若干違いがございますので、そういうことから、特に嬉野では除去食をし

ている部分がありますので、いわゆる栄養教諭ですね、こういうものを中心にして校内での対応、特にエピペンあたりの使用についても、20年度に出ています、ここにも図が描いてあるんですけれども、いわゆる消防署に依頼する、救急救命士あたりの方をお呼びしながら、利用については研修してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

ぜひそういった研修、訓練をやっていただきたいというふうに思います。

それと、クラスの中にそういった子どもたちが在籍をしている場合は、担任を中心に児童・生徒が配慮をすべきであるというふうに思いますし、そのことによっていじめの発生が出ないように指導すべきだというふうに思うわけですね。ということで、学校教育の中で、この食物アレルギーについて子どもたちに学ぶ機会をどのようにつくっているのか、お尋ねをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

お答えをいたします。

学校の中では人権・同和教育、そういったところの中で、一人一人個性としてさまざまな、例えば、耳の聞こえづらさであったりとか、そういうふうな特徴的に違いがあるというふうなことを含めて、そういったことを取り上げて、差別をしないというふうなことでの教育は行っております。そういった観点からこういうもの、特定の食物を食べられない人もいるというふうなことは必要に応じて子どもたちの状況を他の生徒にも伝え、学習していくというふうなことは行われているというふうに思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

やはりこの食物アレルギーについては、学ぶ機会をぜひつくっていただきたいと。子ども たちはもちろんのことなんですが、教職員に対してもそういった知識、認識をぜひ植えつけ ていただきたいというふうに思います。

それと、食物アレルギーを持つ児童・生徒の校外活動、特に宿泊を伴う場合はどういった 対応をされているのか。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

例えば、修学旅行等で宿泊をする場合には、その宿泊先にこういうふうな情報を全て提供 して、対応を事前にお願いしております。また、あわせて当該の保健所、こういったところ にもこういうふうな情報を提供して、事前の対応、準備をするようにしております。

先ほど申し上げましたアレルギーの学習ということについては、一昨年つくりました嬉野市副読本「生きる力」の教科書の中に、中学校では食物アレルギーも具体的な内容として取り上げて学習をするということにしております。先ほど申しましたのは、いじめ等、人権教育にかかわって全般的な取り組みとして申し上げましたが、アレルギーの具体的な対応であるとか、あるいは状況であるとか、そういったものについては副読本の中で、中学校で今取り上げてやっている状況でございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

ぜひ事故のないようにしていただきたいというふうに思います。

次に、給食センターでの対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

嬉野の給食センターでは、調理員1名で12食分が限界であるという、そして、塩田は調理スペースがないというような、そういった対応ができていないというようなことだったと思いますけど、やはりこの食物アレルギーを持つ児童・生徒というのは、今後、ふえることはあっても減ることはないと言われておると思います。そういうことで、このアレルギー対応の給食の実施というのは特別なものではなくなってきているというふうに思うわけですね。そういうことで、やはり施設の整備が必要ではないかというふうに思うわけです。塩田の給食センターでは施設の整備はないというようなことですので、ぜひそういった施設の整備を行っていただきたいというふうに思いますが、教育長、その辺どうなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、嬉野のほうは施設としてございますけれども、塩田のほうはないというのはもう十分承知をしているところでございますけれども、とりあえず給食アレルギーが出る子どもさんに対しての対応の仕方として、今のところは塩田では牛乳程度でございますので、緊急にということは考えておりませんけれども、今後、議員がおっしゃるように出てくる可能性も十分あるわけでございますので、そういった点では小学校段階での情報も入りますのでですよ、だから、そこら辺を情報を早目につかみながら、緊急に

お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、子どもたちに対する給食の方法には大きく4つに分けられておりまして、まず、詳細な献立表を個別に送付する対応、それから、食物アレルギーの食材を除く除去食対応ですね、それから代替食対応、さらに、一番対応できない場合は自宅より弁当を持ってきていただくということでございますので、その4つの方法あたりを対応するということで、どれかで対応していきたいというふうなことで思っているところでございます。将来的にはぜひ必要でございますので、今後とも市長部局のほうに相談をしながら、スペースの問題もありますので、そういうところを検討してまいりたいと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

今、弁当対応が1人いらっしゃるというようなことで、アナフィラキシーですかね、複数 同時に症状が発生すると、一番危険な状態じゃないかというふうに思いますけど、やはりこ の件に関しては、ぜひ注意をしていただきたいというふうに思います。

市長に伺いますけど、先ほどの件なんですけど、施設の整備になりますと、調理員も要るし、経費もかかるというようなことですが、やはり児童・生徒の大事な体づくりの時期でもあるし、また、学校給食をみんなで楽しく食べるという食育の面からも、これは施設の整備というのはぜひ必要だというふうに思いますけど、塩田の給食センターが、今、施設の整備はないというようなことなので、ぜひこの施設の整備はするべきだというふうに思いますが、そこら辺、市長、どういうふうにお考えなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

さまざまに対応をしてきておるわけでございますが、基本的には施設の整備はないという 状況だということでございますので、今後また担当課と協議をさせていただいて、対応する 方法を検討していきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

施設の整備というのは必要だというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいとい うふうに思います。 それでは、次に、下水道について再質問をいたします。

この下水道の未整備地区につきましては、1月25日に審議会で答申がされておりますが、 大草野地区につきましては嬉野と一緒になるというようなことでございます。皿屋地区については集合処理というふうになっておりますが、皿屋地区につきましては、新たに処理場をつくるというように受けとめていいんでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

皿屋地区につきましては、現在、嬉野の浄化センターがございますが、そこにそれ相応の 流入量に見合った処理施設をですね、そこに増設をするスペースはありますので、そこにつ ないでいくという計画でございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

はい、わかりました。

まず、そしたら集合処理区域以外の久間地区なんですが、これは市町村設置型合併浄化槽 方式とするというような答申があっておりますが、これは戸別の合併浄化槽を設置してほし いという手上げ方式なのか、したくないというような方にはしないというような基本的な考 え方なのか、お尋ねをいたします。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

農業集落排水事業についても一緒でございますけれども、地域を限定して、その地域について事業を行っていくというスタンスでございますので、希望者のみが対象かというのではなくて、その地域全体を捉えて対象とはしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

地域ごとにというようなことですが、じゃあ、それでは地域の同意といいますか、100%なら100%同意がなければしませんよというようなことなんですか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

この市町村型の浄化槽の整備事業の実施要綱、採択要件につきましては、いろいろ何点か 採択要件はございますが、その個人の同意を必要とはしておりません。ただ、工事を実際着 手する前には、その意向をお聞きして、確実にできるところを同意を得て着手するというこ とになっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

そしたら、100%じゃなくてもいいわけですよね、各地域で。じゃあ、こういったアンケート調査を今されておりますけど、もう済んでおりますけど、今、集計に入っているというふうに思いますけど、未整備地区の区長さんたちにそういった説明を早くするべきじゃないかというふうに思いますけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今おっしゃったように、今、アンケートの集計をしている途中でございますけれども、その結果も踏まえて、事業化に向けて事業の規模、久間地区以外の集合処理以外の地区まで含めて、そこを検討いたしまして、事業内容等が確実になれば、地区の説明会等も出向いてしていきたいとは考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

もう一つ理解ができないんですけど、例えば、加入したくないと、高齢者の2人世帯とかですね、そういった方で加入したくないというような方が多分出てくると思うんですよね。 そういったときに、あくまでもこの下水道というのは、やはり環境の整備なんですよね。そういったときの取り組み方というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

おっしゃるように、少子高齢化が進んでおりまして、老人のみの世帯等も多数出てくるかと思います。しかし、今現在の河川の汚濁問題は、一番は家庭の雑排水等が多いかと思います。個人負担も改造するには伴ってまいりますので、そこはもうお願いをしていくしかないかと考えております。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

なかなかぴんとこないようなことですが、それでは、現在既に個人で戸別に合併浄化槽を 設置されているところが大分あると思うんですよね。それはどうするんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

今後、例規等で決定をしていくものかとは思いますけれども、現在、もうその事業をされている他市町では、既設の浄化槽を持っておられるお宅については、寄附受納という形で市のほうに無償で寄附をしていただくと。その後は、維持管理は市町がやっていっておられるという事例はございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

じゃあ、嬉野市でもそういった方向でいくというような考え方なんですよね。というふう に理解していいですね。

それでは、着手まで一、二年後というようなことなんですが、この戸別の合併浄化槽というのは、やはり市直営でやるのか、あるいは民間委託、いわゆるPFIですよね。そういった事業の手法というものがありますので、そこら辺はどうなんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

今、課長のほうからずっと答弁をしておりますけれども、一応、いわゆる汚水処理の、行政の一環として公共下水道、あるいは集落排水、それから、今、市町村型の合併浄化槽と、そういった形であるわけですので、もしそこの地区を限定いたしまして、市の方針として市町村型の合併浄化槽でいくということになれば、また次のステップとしてPFIも含めた中

で、今後の検討になろうかというふうに考えております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

いずれにしましても、この合併浄化槽につきましては、早く地元説明会ができるように急いでもらって、一日でも早く事業の着手に取りかかっていただきたいというふうに思います。 次に、予備費に行きます。

この予備費につきましては、いわゆる使用の制限ですよね。使用の制限というのは、制限 規定というのは実際ないというふうに思います。ただ、自治法の中には、議会の否決した使 途には使ってはいけないというような縛りがあります。そのほかは使用の制限はないという ふうに思いますが、いわゆる行政実例あたりを見てみますと、憲法で公金支出を禁じている もの、それから、公益に反するような寄附金、補助金には使用できないと、それから職員の 給与と、それから補正予算として支出してもよいもの、それから食料費、交際費、款項を新 たに設定するもの、こういったものについては使用制限はしてはいけないというふうに私は 認識をしているんですが、先ほど市長の答弁の中で、予備費充用についての取扱要綱で行っ ているということを答弁されたというふうに思いますけど、この取扱要綱というのがありま すか。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

お答えいたします。

市長答弁の中で取扱要綱というような言葉だったか、ちょっと正確に記憶していないんですが、嬉野市財務規則に基づく財務事務に関する取扱要領ということで、これは内部で定めた要領でございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

内規があるというわけですよね。わかりました。そしたら、今言ったようなことはもう載っているわけですか。私が今言ったようなことも、その内規の中に載っているんですか。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

お答えします。

ただいま議員の御質問の中にありました、使用制限等に係る具体的なそれぞれについては載っておりません。載っている部分といいますと、各課の予備費の充用に関する事務手続、そういったことについて、このようにやりなさいということで内規を定めているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

それでは、私が今申しましたような使用制限は、財政課としても認識をされて、一緒の認識なんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

財政課長。

〇財政課長 (井上嘉徳君)

もちろん、議員おっしゃられたとおり、憲法等、あるいは財務実務提要等に載っている部分については、財政課としては当然同じ認識をしているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

この予備費については市長の決裁ですよね。市長が決裁をするんでしょう。副市長とかなんとかの決裁じゃないですよね。そういうことで、やはり予算の執行段階になりますと、思いがけない支出といいますか、そういったものも出てきますし、それから、費目によっては金額に不足が生じてくるというようなこと、いわゆる予算外予算超過、これについてはこの予備費から大いに出してもらって結構だと私は思っております。

しかし、ただ最近疑問に感じるのが、各部署の予算枠配分の中で、各部署で予算がオーバーするから当初予算では控えて、補修事が必要になったときに、緊急だからというようなことで予備費から支出をしているように感じるところもあるわけですよね。それともう1点は、補正予算で対応でよかったものも、この予備費から支出をしているというような、そういったことも私としては見受けられるんですが、そういったことは市長としてどういうふうに受けとめておられますか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

予備費の使用につきましては、慎重に慎重に取り扱いをしておるところでございまして、

いろんな御意見はあると思いますけれども、職員もそういう点は十分理解をしているという ふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口政人議員。

〇5番(山口政人君)

最後になりますけど、この予備費につきましては、いわゆる議会軽視にならないように、 ぜひ対応をしていただきたいというふうに強く要望をいたしまして、私の一般質問を終わり たいと思います。どうもありがとうございました。

〇議長(太田重喜君)

これで山口政人議員の一般質問を終わります。

一般質問の議事の途中でございますが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩 午後1時 再開

〇議長 (太田重喜君)

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。 2番山口忠孝議員の発言を許します。

〇2番(山口忠孝君)

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私は、大きく3つの質問を挙げております。しかし、項目は違いますけど、一番最初に挙げておりますまちづくりについてというのが全てのことを含んでいることかと思います。 壇上では、このまちづくりについての考え方を市長のほうにお伺いしたいと思っております。

さて、現在、私たちを取り巻く環境を見てみますと、日本は1,000兆円という借金を抱え、 また、対外的には中国、韓国の首脳と日本の首脳同士の会談も行われないという異常な事態 にあります。これは国のことですけど、当市にとりましては、インバウンド事業で韓国、中 国、東アジアの方々を嬉野市に招こうという、そういう基本的な考えがある中で、国はこう いう態度をとっておるので、私はいかがなものかと思うところであります。

また、先ほど日本の借金のことを申しましたけど、地方自治にとりましては、これからのまちづくりをするにはどういうことをやっていけばいいのか、先が見えない状態であります。このことに対して、これからのまちづくりを進めていく、市長はどういう考えを持って取り組んでいかれるのか、お伺いします。

壇上での質問は以上です。あとの再質問は質問席のほうで行います。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

山口忠孝議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

まちづくりについてということでございます。まちづくりの考えはどうかということでございます。

平成20年3月に嬉野市総合計画を策定いたしました。この総合計画がまちづくりの基本と認識しておりまして、これからのまちづくりをどのようなことを考えて取り組むのかというお尋ねでございますが、まちづくりには大きく4つの柱を基本方向と考えております。1つが世代をこえて住み続けるまち、2つ目が個性輝く魅力あるまち、3つ目が活力ある自治先進のまち、4つ目がみんなで創る自立のまち、これらの基本方向のもと、基本方針、施策の柱を着実に実現していくために、今後とも市民の皆さんと一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で山口忠孝議員のお尋ねについてお答えといたします。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

ただいま市長の答弁は、このまちづくりという言葉に対して嬉野市総合計画、このことを多分お答えになるだろうと私も思っておりました。どう言ったらいいですかね、こういうまちづくりをですよ、これまでもいろんな施策を行ってこられたと思うわけですよ。それで、ずっと何年かですね、市長になられてからも、町長時代から嬉野市になってからもリーダーシップをとられて、いろんな施策をやってこられたと思います。しかし、いかんせん私たちを取り巻く経済情勢とか、人口の減少とか、そういう厳しい時代に入ってきているわけですよね。だから、今までやってきた考えで、これからも同じような考えでやっていっていいのかなと私は思うわけですよ。以前は右肩上がりの経済成長もあったし、人口も増加している時代でありました。確かにそういう形で何でもやってこられてよかったと思いますけど、これからは我々が経験したことがない右肩下がりの時代に向かっているのに、これまでと同じような考え方を持ってやっていっていいのかなと、そこを私はお伺いしたいんです。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

総合計画のあり方ということについてのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、もう議決をいただいて、この10年間の総合計画につきましては、やはり実効あるものにしていくというのが私の責務であるわけでございまして、以前の議会でもお話を申し上げま

したように、総合計画の見直し等につきましてはこれから着手をするわけでございますので、 今、議員御発言のような時代の変化に合った総合計画、まちづくり計画はあってしかるべき だというふうに思っておりますので、その点は十分把握をしながら進んでまいりたいと思い ます。

また、当然市民の皆さん方もそのようなことは理解していただいておるわけでございますので、新しい時代に合ったまちづくり計画というのが必要だろうというふうに思っております。そういうことで、以前の議会でも御提案等あっておりますように、いわゆる公共施設等の集約化とか、また、まちのあり方自体のコンパクトシティーの考え方とか、いろいろ出てくると思いますので、その点を十分施策に反映できるように努力してまいりたいと思います。以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

いろいろ考えて、政策に反映させて実行していきたいということなんですけれども、先ごろまちづくり計画の変更の概要を御説明いただきまして、私も読ませていただきました。この中に、「新市の均衡ある発展と格差是正、かつ合併後に生じた新たな課題にも対応するために、合併特例債は有効に活用できる環境を整える」とありますけど、具体的には結局、合併特例債が5年間延長になった。だから、その分を計画をそのまま移していくということですか、延長するというか。一応、合併特例は10年ありましたよね、最初。その後、今度また延長になったじゃないですか。10年で計画するところを、あと5年先延ばしにして余裕ができたということですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先延ばしということではなくてですね、御説明申し上げましたように、その中で新しく課題として生じてきたものがあるわけです。例えば、東日本大震災の後に、全ての橋梁等については耐震構造にしなくてはならないと、また、道路等についてもより安全なものにしなくちゃならないと、また、公共施設が幾らかありますけど、そういうものについても補強をしっかりやらなければならないとか、そういう新しい課題が時代の変化によって出てきたわけでございますので、そのようなものに十分対応できる形で計画をつくっていきたいというふうに思っております。そういう中で、国のほうも災害とか、そういうものに対しての新しい施策が必要であるということでの特例債等の延期ということにもなっておるわけでございますので、大体、国の方向に合ったような形で、せっかくの特例債の延期でございますので、

しっかり計画をつくっていきたいということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、御答弁の中に、国の方向に沿ってということがありましたよね。私はそのことが一番 気になるんです。先ほど壇上でも申しましたけど、日本の国の借金は1,000兆円ですかね、 そういう時代状況の中で、いつまででも国に頼っとっていいのかなと、まちづくりを。やは りそこはそこで、国は国でしょうけど、地方の自治体もですよ、私たちはもっと足元を見て 市政のほうを進めていくべきじゃないかと。

もちろん、いろんな施策をするには予算、お金が要りますけど、それはそれとして、また別にですよ、自分たちの地域をどうするかと、これだけ人口が減ってきているのに、今、2万8,0000人ちょっとですよね、これからまだ減りますよ。だから、定住促進条例とか、奨励金を上げているとか、そういう施策は多分、それはもうやっていらっしゃることは私も重々承知します。ただ、それだけではもう無理だと思いますよ。お金だけつぎ込んで、補助金を出して何とか来てもらおうとか、そういうことばかり、今まではそれでもよかったかわかりません。でも、そこに住む人がですよ、地元の方々が本当にどう思っておられるか、どうしたら本当にこのまちがですね、これまでに活気が――活気がないとは失礼ですけど、嬉野だけではないんですが、地方はどこでもそうですけど、そういう時代が変わってきているから、そこを考えてほしいなと思うわけです。

ただ、今までみたいに国からですよ、これはもう地元の金じゃないから、国の金だから、何とかそれを持ってきてしようと、それはもうある程度はしようがないと私も思います。それをとめてしまったら経済は回らんからですね。ただ、それはそれとして、別の方向も考えていくべきじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えられますか。ちょっと難しい――難しいというか、具体的なことは私も言えないんですけどね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今回のまちづくり計画の変更に伴う御発言ですけれども、先ほど申し上げましたように、 合併当初、予想されなかった東日本大震災等の発生によって、いろんな基準が変わってきた わけでございますので、地方自治体が単独でそれに対応していくということは厳しいものが あるということでございまして、合併した自治体については合併特例債を使うように可能性 が出てきたということでございます。合併していない自治体は、それぞれが単独でまた借り 入れを起こされて、そして対応しなくてはならないというふうなことで、やはり住民の安心・安全を守るというふうなことでは、どういう自治体も一緒だと思うんですね。そういう中で今回、私どもとしてはより安全・安心の嬉野市にしていくために、まちづくり計画を見直していこうということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以前は、地震とか、津波とか、そういう対応は今まで余りしなくても、大きな災害とかありませんでしたけれども、国自体の基準等が変わってきているわけでございますので、やはり無理をしてでもそこに基準をクリアしなくてはならないということもございますので、合併した市町村についてはそのようなことを国のほうが配慮しておるということでございます。

議員御発言の、いわゆるまちづくりの財源とまちづくりの考え方というのは少し別なわけでございまして、議員御発言のようなことは十分わかっておりますので、嬉野市はですね、いわゆる合併を機に、地域で、そして住民でまち全体、市全体を考えていこうということで、佐賀県で最も早く地域コミュニティを立ち上げて、今ようやく動き出したところでございます。成果としていろいろ課題はあると思いますけれども、本当のまちづくりのこれから柱になってくるのは、地域コミュニティと地域の集落団体ということでございまして、伝統的な、いわゆる集落の形は変えなくて、地域コミュニティをそれに連動させていこうということで、新しい試みで今努力をしておりますので、できるだけそれが成果として上がっていくように努力をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

私は施策のことについては、さっきおっしゃったとおり、別に問題はないんですが、私が言いたいのは各考え方です。今、コミュニティの話が出ました。多分、コミュニティでやっていくということでしょうけど、なかなかそれが地域に浸透していかない。やはり言葉というのは新しいですからね、我々も地域、地区地区のあれが今まであったのに、どうしてコミュニティ、大きいまた別の組織をつくらんといかんかというのが正直なところじゃないですか、一般市民から見たら。そこをどう変えていくかというのが、市長がどういうふうに変えていこうと、そういう市民がですね、そこじゃないですか。それをどうやって伝えるか、自分の気持ちをですね。市長がおっしゃることは重々わかるんですよ。だから、そういう災害とかあったときに地域の方が、そういうインフラを幾ら整備しても、災害があるときはどうしようもないんですよ、それはもう限度がありますから。そこじゃなくて、どうしたらそういう地域の方々が今まで以上にですよ、コミュニティでやってもらっていると、それはわかりますけど、それをいかにですね、もっと有効に活用するかというのが問題だと思うんですよ。そこを市長が今度自分の考えをもっと皆さんに理解してもらうように、その努力が必要

じゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

コミュニティと地域の現在の組織の関係というのは、以前からお話し申し上げましたように、歴史的なつながりがあるわけでございますので、それぞれの地域は、地域で完結できる分は、それはしていただいて結構だというふうに思いますが、今、地域で完結できないものができてきているわけでございまして、以前はですね、例えば、PTAさんにお願いすれば、ほとんどの地域に連絡、行事もできていたということでございますが、今、御承知のようにPTAさんでも組織的に厳しい状況になってきておりますので、地域を超えたつながりというのがコミュニティとして必要であるということで、今、御努力をいただいておるところでございます。まだ100%成果は出ておりませんけど、やはりそれぞれのコミュニティが特色ある活動をしていただいておりますので、そこについてはぜひ御期待をしていただきたいなというふうに思っております。

また、今回のいろんなまちづくりの中でも、ここ数年随分変わってまいりましたのは、例えば、まちづくりについても、観光関係にしても、地域のいろんな団体が参加された組織で動かしていただけるようになりました。ですから、以前よりは行政と団体がただ連携し合うということじゃなくて、一つの組織ができた場合は民間の方も行政も一緒に入って、いわゆるまちづくりを考えていこうという組織で今動いておりますので、ほかの自治体よりは成果は上がっていくというふうに私は期待しております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、最後のほうに述べられましたように、行政と地域の地元の方々と話し合いが少しずつだけど、今そういうことができているというお話、私もまさにその辺は少し感じるところはございます。本当にまちづくり、地元嬉野の市民も、皆さん誰でもそうでしょうけど、何とか活気のあるまちにしてもらいたいというのが希望であります。そういう意味でも、やはり私たちも各地の視察に行かせてもらったり、セミナーの研修を受けたり、何か少しでも役に立たないかなと常日ごろ考えているわけであります。

そこで、私もちょっとにわか勉強で申しわけないんですけど、(資料を示す)きょうはこういう本を持ってきてですよ、まちづくりの本がいろいろあるんですよ。これは岩波の新書ですけどね。ただ、これも今始まったもんじゃないですからね、古いのから言えば1987年、

1999年、それから10年たって2007年、2008年です。これは地域の「まちづくりの実践」とか、「まちづくりの発想」、「地域再生の条件」、「地域の力」、こういう本があるんですけど、ちょっとお尋ねしたいんですが、こういう本を読んだことがあるという職員の方は誰かいらっしゃいますか。あったら手を挙げてもらいたいと思います。市長はどうですか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えいたします。

さまざまなまちづくりの本は出ておりますので、よく読ませていただいております。いろんな方のですね。(「これじゃなくてですね」と呼ぶ者あり)はい、そうです。

〇議長(太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

もう1つですよ、最近のやつです。これは御存じでしょうか。「里山資本主義」、これは先月出た本です。「商店街はなぜ滅びるのか」、質問にも出していますけど、そのままの題なんですけど、これは去年出た本です。この本を誰か御存じの方いらっしゃるでしょうか。――いらっしゃらないみたいですけど、私は、こんなことは失礼かわかりませんけど、この「里山資本主義」、これは7月に出ていますので、800円ぐらいの本です。そんな高い本じゃないです。一番新しい本だと思います。市長に読んでいただきたいと思います。

なぜかと申しますと、これから考え方を変えないと変わっていかないと思うんですよ。それはもう今までのごと、忙しいから日常の業務のことで大変でしょうけど、やはり市長が考え方を少し変えられたら、職員の方もなびいていくんじゃないかなと。やはりトップに立つ方がですよ、こういうのもあるから、みんな勉強してくれと、少しはですね。それはもうある都市では市長がリーダーシップをとって、何でも新しいことをどんどんやられるところもあるでしょうけど、そこはやはりそれぞれにみんな頑張ってもらわんといかんと思うからですよ、まちづくりというのは別に商店街のことだけじゃないじゃないですか。観光でも、土木でも、教育でも、全てのことですよね。全てにかかわることです。でも、それぞれに専門的な知識は必要でしょうけど、目指す方向を1つにしてもらいたいなというのがあるんですよ。そういう意味で、こういう本をですよ、そんな難しい本じゃないです。これはもう多分これからこういう考え方が出てくると思います。皆さん方も忙しいから、なかなか本を手にとって読まれる時間も少ないでしょうけど、ぜひ読んでいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

言われるとおり、新しい情報をどんどん流していくというのは必要だと常日ごろ考えておりますので、私なりに本を読んだり、セミナーに出たり、いろんな視察に行ったりしたことについては、できるだけ早く職員に流すようにいたしておりますので、職員もそれなりに理解はしているというふうに思っております。また、職員が研修に行った報告書も必ず上がってまいりますので、相当の情報量は常に流れているというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

やはり今の時代はネットの時代ですので、ネットを調べたらどんな情報でも来るんですよね。余談になりますけど、うちの嬉野市の議長、いつもかばんの中に本を持って、あちこちで時間があったら読んでおられます。私はこれまで3人しか知りません、そういう本を持ち歩いている方をですね。私もそれはもう敬服するところでございます。

だから、ネットの情報というのは映像の世界ですので、こういう文字の世界で読まれて、それを自分の中で吸収してもらいたいと思うんですよ。これは残りますので、映像は消えます。そうしないと、本当にこんなときにどうしたらいいかという、そういう考え方が出てこないと思うんです。ただ、フェイスブックとかツイッターかな、つぶやきがありますよね。ああいうのは簡単ですよ。もっと本当に考えたことを述べるのは、文字にしないと出ないと思います。そういうことを市長みずから立ってされたら、もう少し皆さんね、今まで一生懸命やっていらっしゃいますけど、もう少し動きがですよ、考え方が少しずつ変わるんじゃないかなと私は期待をしているんです。

それともう1つ、やはりまちづくりに何が必要かと、一番ですよ。2番目に出していますけど、まちづくりに必要なものは何と思いますか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたように、時間を見つけてですね、とにかく読める本は読むように努力をいたしておりますので、そういう情報は職員に常に流しておりますので、役立ててはくれているんじゃないかなというふうに思います。

また、まちづくりの方針の中で一番大事なものはということですけど、まずはさっき申し上げましたように、人と地域の連携ということでございます。それぞれの地域を十分に知っ

たですね、その人たちが力を合わせてまちづくりについて努力をしていくということが一番 大事だろうというふうに思っておるところでございます。そしてまた時代的にはですね、お かげさまで今回長寿の嬉野市になりましたけれども、そういうようなことで、地域の中で安 心して暮らしていけると、そういうものを十分つくり上げて、それを市民の方が理解してい ただくと、それ自体が新しいまちづくりにつながっていくと、一番大事なものはこの2つか なと思っておりますけれども、まだたくさんございますけれども、やはり地域と連携しなく ては、このまちづくりはないというふうなことは十分わかっております。その柱はやっぱり 人であるということで、先ほど申し上げましたように、今、いろんな団体の方、若い方が交 流し合って、嬉野のまちづくりについて考えていただいておりますので、私たちも一緒にな って動かしていただいているということでございます。

〇議長(太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

まさに私もそのとおりだと思います。やっぱり人づくり、人ですよね。どんな道具があっても、どんな情報があっても、結局、その人が動かないことには何も変わっていかない。そのためには皆さん日々研さんをされていらっしゃると思いますけど、やはり同じ方向を向いてやっていってもらいたいと思います。

担当課長にお伺いしますけど、次に、商店街のにぎわいを取り戻そうと、今年度から調査 をやっておられますけど、その辺のことはどういうふうになって、進捗状況でもあればお伺 いしたいんですけど。

〇議長 (太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

お答えします。

今年度、空き店舗調査と誘うまち、魅せるまちということで、活動推進ということで補正を6月補正でいただきました。今現在、契約をしておりまして、にぎわいづくりについては、誘うまち、魅せるまちにつきましては、にぎわいラボということで、にぎわいの研究会ということで、まちなかで交流センターで話し合いをもう四、五回行っております。構成団体としては、商工会とか商店街、あと、観光協会の中にあります地域開発プロジェクトの中のまちなか元気とか、新ツーリズム、UDチーム、農業観光チーム、そういうふうな団体の代表者に今のところ来ていただいておりまして、その中で市街地再生ですね、まち歩き、そういうことをどうやって進めていこうかという話し合いを今持っているところです。今後、その話し合いの中でいろんな問題点とか、課題点が出てくると思いますが、その分は、早急に解決できる分は解決をしていって、予算等が伴うところはまた意見交換等でやっていきたいと

いうふうに思っています。

で、空き店舗の調査にいたしましては、現在、アンケートをとる、34件ほど温泉市街地の中で空き店舗がございますので、その分のアンケートを、貸す気持ちがあられるのかどうか、意向調査といいますか、そういうのを進めていきたいというふうに思っています。もちろん、結果が出たらにぎわいラボ等でも出していきたいと思っていますし、あと、商店街を今やられているところも、将来にわたって継続して商売をやっていかれるのかどうかということまで含めて調査をやりたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

地道な作業だと思いますけど、ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

それで、ここにですよ、今、商店街のことを調査されております。この本にですよ、商店街がなぜ滅びるのか、今、どこでも商店街、シャッター通りと言われるように、そういうのがありますけど、こういう本は御存じでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

観光商工課長。

〇観光商工課長(山口健一郎君)

知りませんでしたので、ぜひ発刊元とかを教えていただいて、それを読ませてもらって、にぎわいラボ等でも紹介して、対策等に反映させていただきたいというふうに思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

ぜひ参考にしていただきたいと思います。どうして商店街ができたか、どうして滅びていったか、そういう社会環境ですね、そういう全体的な考え方からこれを書いてありますので、 これはこんな新書の本ですので、簡単に読めますので、ぜひ参考になればと思います。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

観光地として自然の景観、これはまちづくりには大切なものでしょうけど、現在、河川の水量が少ないとここに書いておりますけど、この質問書を出したときはまだ夏の暑い時期で、渇水の時期でございまして、今はちょっと雨が降っていますので、川もとうとうと流れておりますけど、これは以前、質問があったかもわかりませんけど、渇水期ですよね、冬場とか特に嬉野川は水量が少なくなって、川がよどんで、何か汚いという表現というかな、そうい

うことがありましてですよ、私も昔、小さいころは、多分、嬉野温泉のイメージとして、キャッチフレーズとして、水と情緒の嬉野温泉、多分これがあったと思うんですよ。そういうのを記憶しております。だから、水というのはやっぱり人間にとっては大事なものだと思います。だから、川をですよ、これ以上、水が少なくなったら、今でも少ないのにですよ、困るだろうな。景観のことも必要だし、観光にもですね、今、遊歩道もありますので。だから、その辺のことをですね、水がせっかく――川のイメージが悪いじゃないですか、川がよどんだりしてですね。その辺のことをどう考えられますかね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

毎年、この夏どきになると、やはり農業用水に使われたりして、水量が少し少なくなると、水位の高さが少なくなるということがあるわけでございまして、そういう点ではその都度、 ダムの管理のほうとも一応話をしたこともございます。また今回もお話もしておりましたし、 特に農業用水が少ないという意見もありましたので、もっと流してほしいということでございます。

それで、ダム管理のほうとしては、基本的にはダムをつくるときに協定がございまして、いわゆる当時の水量を確保していくということでございますので、今、そのとおりの水量は確保はされているということでございます。ただ、自然的な河川の変化とか、いろいろありまして、今、そういうふうなお話があるわけでございますけれども、私も水量が減ったんじゃないかという話をしますけれども、全体的には契約水量等は全然変わっていないということでございますので、やはり我々としては、いつもお話ししておりますように、例えば、河川の中に最近ヨシとか、いろんなものが出てきているわけでございますので、そういうものを適宜撤去していただくように、一応管理者の土木事務所のほうにいつもお話をさせていただいて、そして、年に何回かは撤去をしていただいて美観を保っていただいているところでございますので、これからも要望するものはちゃんとしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、ちょうどお話が出ましたけど、河川のヨシですね、そういうのを撤去してもらうように県の――県ですよね、お願いしているということなんですけど、実は、轟の滝の滝つぼがございますよね。これは近くの方からお聞きしたんですけど、あそこの滝つぼの中に、昔の写真を見ると大きい石があったと。それがいつの間にかなくなっていると。全然もう昔と景

観が変わっている。そしてもう1つは、鬼の洗濯岩みたいな橋のところがありますけど、そこの石もほとんど全部、大きい石はですよ、護岸のほうに寄せて、いつ、誰がそういうことをされたのか、ちょっと聞いてくれと言われたんですよ。市のほうでやったのか、県のほうでやったのか、今までの景観をどうしてそういうふうに勝手にするんだということやったんですよ。

ちょっとこの質問とは少し外れるかわかりませんけど、もし、ヨシを片づけてもらうには ね、それはもうお願いしたいんですけど、そういうふうにそこまでされたらね、ちょっと気 になるということを言われたもんで、ちょっと今お話が出たので聞いているんですけど、多 分これは県がされたんですよね。ああいう川の中のあれはみんな、工事関係は皆こちらの、 市のほうからのあれはあるんですか。もう県のほうで全部やってもらうわけですか。市の要 望というか、そういうあれはあるんですかね。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

河川内の管理は全て土木事務所のほうで行っておられます。そういう中で計画的にされるのが、いわゆる災害とか、そういうのがあったときの復旧工事はされるわけでございますけれども、ヨシの伐採とか、そういうものはできるだけ私どもも十分管理をしていただくようにお願いしております。ただ、岩とかそういうものについては、私どもは要望も何もしませんので、恐らく大きな水量が来て押し流したとか、そういうものは自然的にはあるかもわかりません。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

ぜひですね、景観は私たちの観光にとっても資源になりますので、そういう管理を徹底してもらいたいと思います。

それでは、次に質問に移らせていただきます。

これは教育長のほうの質問になりますけど、嬉野中学校、轟小学校の中庭の人工芝の張りかえが今回行われていると思います。私はそのときにちょっと気になったのがですね、ここに書いておりますように、天然芝の張りかえは御検討されなかったのかどうかということなんですけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

人工芝の張りかえについてのお答えをいたしたいと思いますが、6月補正の予算でお願い しました、地域の元気臨時交付金事業で行う嬉野中学校と轟小学校の人工芝の張りかえでご ざいます。

嬉野中学校につきましては、張りかえ箇所が全面的に傾斜地になっています、段々なって おりましてですね、している部分が多いために、施工性と今後の管理面から、人工芝と比較 して天然芝が優位ではないと考えまして、人工芝での張りかえをいたしております。

また、轟小学校につきましては、特別に学校からの天然芝への変更の希望等もありませんでしたことと、人工芝への不満も特にあっておりません。そういった意味で、管理面ですぐれている人工芝を採用いたしております。特に今回の施工では、人工芝の品質が特にすぐれており、やわらかく耐久性もあるので、施工いたしております。

8月27日に轟小のほうには出向いて、その現物、やわらかさ等も確認してまいりました。これまでと違って非常にやわらかくて耐久性もあるなというようなことで帰ってきております。それから、嬉野中学校は、8月27日の段階ではまだあっておりませんでしたので、きょうかあすにかけて現物が届いておりますので、きょうあしたで人工芝のほうを張りかえるということにしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、答弁いただいたようで、人工芝のほうになったということなんですけど、じゃあ、次の質問になりますけど、どうして嬉野小学校の中庭は天然芝に張りかえられたのか、その辺をちょっとお伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

御指摘のように、嬉野小学校の中庭、特に語らいの広場というところでございますけれども、人工芝よりもいいということで天然芝に張りかえてあります。当時、担当者の方にちょっとさかのぼって聞いてみました。平成6年4月に嬉野小学校が設置してありまして、語らいの広場の人工芝はつくられておりますけれども、10年を経過したころから、すり減ってきたころにかえようという話が出たんだそうです。ところが、人工芝にすればかなり多額の費用がかかると。そういったこともあって、予算が思うようにとれなかったという経緯もあったと。そして、あわせてですね、強く天然芝の有効性を主張される方も当時おられて、天然芝のほうが安価でできるのではないかというふうな理由等で、15年度に天然芝のほうにかえ

られております。

その当時の学校の意見としては、人工芝であれば上履きを履きかえずに利用できると、いわゆる維持管理面では非常に容易であると、人工芝のほうが有効活用できる声が非常に強かったと、学校としてはですね。そういうこともあって、どちらかというと天然芝のほうになったというふうなことを聞いております。したがって、天然芝にしたときには、植えてから根をおろして活着するまでに使えないというふうなことがあって、そういったこともお聞きしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

天然芝のほうが環境的にというか、自然に近い状態ですので、子どもたちとか、そういう面を単純に考えたときには、ああ、こういうふうに学校も変わっていくのかなと私は思っておりました、嬉野小学校がですね。いつの間にか私の子どもが通ったころには、できたころは人工芝でしたので、何年かたったとき、10年ぐらいたったときに、ああ、さすがだなと思って、ほかの学校にもどんどん広がっていくのかなと思っておりましたら、そういうわけじゃなかったからですよ、だから今回、轟小も、あそこももう張りかえの時期だなと私も常々思っておりましたので、いい機会だったのではないかなと思ったわけですよね。

ただ、今、教育長がお答えになられましたように、経費とか、そういう面を考えると、やはり人工芝のほうが便利であると言うとおかしいですけどね、そっちのほうが向いているというお話でしょうけど、私は天然芝でもよかったんじゃないかなと思うわけですよ。もちろん、天然芝にしたら維持管理がかかりますよね。そこはですよ、今、学校はコミュニティスクールということがありますよね。地域の方が中に入られていろんな活動をされて、私もちょっと詳しくは存じていないんですけど、そういうコミュニティスクールがせっかくあるんだから、一部のそういうところを利用して、維持管理とか、そういうものに持っていったら、もう少し取り組みもできるんじゃないかなと私は考えるんですけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

維持管理の部分についての話かと思いますけれども、確かに今度天然芝でやるという場合には、轟の場合は下にコンクリートを張っていますので、コンクリを全部剥がしてしまわなくちゃならないというのがあります。それから、工事期間を夏休み中に終わろうというようなことで6月にお願いしたわけでございますので、そういう点ではずっと9月にかかってしまうということもありまして、いわゆるそういった理由等もあって、今度は人工芝にしたわ

けですけれども、コミュニティはコミュニティであっても、その芝のことをするばっかりじゃなくて、もっとソフト面の交流もやる必要もあるわけでございますので、大野原と轟の地域コミュニティは今スタートしたばかりですから、将来的にはそういう部分も検討されるのがあってもいいんではないかというふうに思います。

以上です。

〇議長(太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

私は、コミュニティというのは、やっぱり学校に協力する、そういう機関かなと思っておりましたので、そういうのに利用されたらうまいところやっていけるんじゃないかと考えたところでございます。ただ、今、教育長がおっしゃったように、夏休み中に期間を限定して工事をしなければいけないという考えでしたら、どうしても天然芝というのは到底無理ですよね、はっきり言うてですね。だから、そこの考え方ですよね。それでもするとか、それはやっぱりやめたほうがいい、そういう考え方をこれからどういうふうに本当に、学校というものをどういうふうにつくっていくかですね。もちろん経費はかかりますけど、経費がかからなくて、自然に近い状態で環境をよくしようということで考えて、今回はどうしようもないでしょうけど、これから少しでもいいからそういうことをちょっと頭の中に入れて、また考えていただければなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

「市報うれしの」についてですけど、こちらに私がきょう持ってきました、きのう9月号 も来ましたので、皆さんのお手元にも来ていると思いますけど、この市報にコラム的な感じ で市長、教育長、そういう意見などは載せられないのか。

これはどうして私が質問するかと申しますと、セミナー、研修会に行ったときに、これは 女性の方なんですけど、町長とか市長さんが、こういう市報とか町報には必ず毎月自分のコ ラムを設けて載せていますよということだったんですよ。多分これは女性だからそういう目 線ができるのかなと思ってですね。でも、多分これはいいことだと思うわけですよ。先ほど 私も最初のほうでまちづくりのことなんかいろいろ申しましたけど、そういう市長の考えと か思いを直接こういう、長い文章じゃなくていいんですよ、ちょこちょこね、そういうこと をこういう市報を通じて、皆さん方と対話できるようなことはできないんでしょうか。市報 の規約じゃないでしょう、そういう決まりがあるんでしょうかね。どうでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

いろんな市報を読ませていただきますけれども、さまざまに取り組むことはできると思います。市長さんが書いておられるところもありますし、町長さんが書いておられるところもあるし、またそれをやめて市民の方が交代で書かれるというのもあります。いろんなもん、編集については自由にできると思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

ぜひこういうふうに市報を利用して、今度こういうことが行われますよ、どうしてかというのを伝えてもらいたいと思うわけですよ。2番のほうにもかかわりますけど、教育長のほうにもお伺いしたいんですけどね、ことし小学校は1週間早く夏休みがですね、以前は轟小だけだったけど、今度市内一斉に行われておりますよね。私は、もし子どもがおったらそういうことはすぐわかります。ただ、子どもたちが通っていなかったり、一般地域の方は何でだろうと、どうしたんだろうと。こういう場では皆さんそういう情報が早く回りますからわかりますけど、一般の方はなかなかですね、自分が直接かかわっていなかったらわからないわけですよね。そういうのでこういうのを利用して、少しでも理解してもらえるようにそういう情報なんかを流されたら、もっと活用されたらいいんじゃ―教育、学校現場には多分流されておられると思いますけど、これもやっぱり地域がかかわってきますので、そういうことも役に立てられないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、市報の活用についてということではないかと思いますけれども、情報の発信と提供との二面性がある市報でございますので、非常に今いろいろと工夫されておりまして、大分親しみやすくなってきていると私は思っております、現実的にですね。

市報の構成、企画については、教育委員会部局というよりも、むしろ市長部局のほうで計画中でございますので、利用をお願いするという形で利用させていただいているわけでございますので、その中で、例えば教育委員会とか、教育長のコーナーとか、機会があれば、それこそ意見を述べたり、考え方を述べたりすることは全くやぶさかではございません。

これまでは、いろんな広報でPRを兼ねてしてきておりますのは、若返り大学でありますとか、嬉野では寿大学であります。それから、何々部という研修会があったときなどはお願いをして、しかも、我々の教員のOB会の方々というのをそういうときに呼ばれたときにはやっておりますし、それから、学校も学校通信を全校配りで対応はしておりますので、そう

いう機会もないわけではないわけですね。ですから、そういうことで、要は市民の方が読ん でいただかなければどうしようもないわけでございますので、そういった意味で市報に載せ る機会があれば十分、やぶさかではないということでお答えしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

山口忠孝議員。

〇2番(山口忠孝君)

今、答弁なされましたように、いろんな情報のあれはあると思います。ただ、一番ですよ、この嬉野市報というのは全体を網羅しているものでございますので、ほとんどの方がある程度ごらんになられると思うわけです。だから、ぜひこういうのを利用されて、私は市長、教育長だけじゃなくて、部長さんたちもいいと思うんですよ。今度こういうあれがね、どういうふうにこういうのを計画されているとかですよ、そういうことをお知らせに使われても何の差し支えはないと私も思います。だから、いろんなですね、あちこちから出ていますけど、やっぱり一つに精査されることも余りにも多くてですよ、プリントとかなんかあれがですね、ある程度まとめられても構わないと思います。教育部局と市長部局と、いろいろ言われますけど、一般の方はそこまでは何も関心ありませんので、その辺の垣根をもう少し低くしてですね、お互い同じ市政をやっているところですから、そういう考えでもってやっていただきたいなと思います。

最後になります。一言ですね、嬉野市報について、ちょっとですよ、親しみやすくはなっているんですけど、紙面が暗いところがある。そう思われませんか。写真とかなんとかですよ、見ていてですね、顔がよく見えないんですよ。明るさがないというかな。そういう声を私聞いたもんですからね、その辺をちょっと工夫していただければ、もっと親しみやすい、いい市報になるんじゃないかなと思います。

以上ですけど、これはお願いですけど、一応今回、嬉野のまちづくりについて漠然としたところなんですけど、市長もお答えになられましたように、人づくりをどうやっていくか、こういうまちづくりを先進地のやっておられるところはですね、やっぱりそのまちのリーダー――リーダーじゃないでしょうけど、それに中心になってやっていらっしゃる方がおられます。いかにそういう人をつくっていくかですよね、問題は。それを皆さん方で一緒になってやっていただきたいなと希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長 (太田重喜君)

これで山口忠孝議員の質問を終わります。

引き続き一般質問の議事を続けます。

4番山下芳郎議員の発言を許します。

〇4番(山下芳郎君)

議席番号4番、山下芳郎です。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をいたします。

明後日の深夜、7日ですけれども、深夜に、2020年オリンピックの開催地が発表の予定であります。日本のすばらしさを改めて世界にアピールするために、オリンピックが東京に決まることを願っています。

では、本題に入ります。私は、3点につきまして質問をいたします。1点目は、平和についてであります。2点目は、憲法の改正案についてであります。3点目は、河川に茂っている葦の有効活用についてであります。

平和につきましても、憲法改正につきましても、国政にかかわることであり、将来の日本を左右する問題でありますので、党派を超えて、また、地方からの声として、地方議員ではありはしますけれども、市長に、また、教育長に意見を聞きながら、国政に少しでもその声が届けられればという思いで提出をいたしました。

では、1点目の平和について、市長のほうにその考えをお聞きいたします。

先月の8月は、毎年、平和について改めて考えさせられる月でありまして、8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日でありまして、それぞれ平和式典があり、テレビで実況を見ました。また、15日は終戦記念日でありまして、戦没者追悼式が開催されました。広島と長崎の平和式典では、炎天下の中、松井市長、田上市長が、それぞれ日本の国民に、また、世界に向けて平和宣言をされました。その中で、私の印象に残っています分が、戦後68年を経過していることで伝える人が少なくなってきて、風化しているということへの不安と、また、核拡散防止条約の共同声明に、政府がその批准に賛同しなかったことなどの苦言を読み上げられました。広島、長崎の両市長の平和宣言は、被爆者の声を代弁した悲痛な願いでありました。

市長に、平和の認識について先にお聞きいたします。

再質問は、質問席よりいたします。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

山下芳郎議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

平和についてということでございまして、平和首長会議等へのお尋ねでございます。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって、核兵器廃絶の市民意識を 国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、 難民、人権などの諸問題の解決、さらには、環境保護のために努力することよって、世界恒 久平和の実現に寄与することを目的として設立されたところでございました。嬉野市も、微 力ながらこの趣旨に賛同し、平成20年2月に加入をいたしました。県内では、最も早い時期 に加入したところでございます。現在は、県内でも12市町が加入し、全国では80%近くの市町村が加入いたしておるところでございます。

また、非核宣言自治体協議会につきましては、嬉野市議会の皆様が、非核平和自治体を宣言する決議を議決されました。決議には、全ての人々が平和のうちに安心して暮らし、働き続けられることを願い、世界の恒久平和と核兵器が全ての国から1日も早く廃絶されることを願うとあります。私自身もこの趣旨に賛同いたしておりましたので、平成21年4月に加入いたしました。平成21年7月には、加入記念として長崎市の田上市長、原爆被爆の語り部の方をお迎えして、平和教育講演会を開催したところでございます。

また、8月6日、9日の原爆忌には、市民の皆様の御協力により、慰霊と核兵器廃絶を願い、サイレンを吹鳴いたしております。

以上で、山下芳郎議員のお尋ねについて、お答えとさせていただきます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

今、私の質問の中で2点目に入れていました平和首長会議、また、非核宣言自治体協議会への加盟について、今お答えをいただきました。

前後いたしますけれども、全体的な平和という概念について、特に日本の状況を含めてお 答えできましたらと思います。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

我が国は、戦後さまざまな課題がありましたけれども、やはり平和国家として、この60年以上の歴史を積み重ねてきたところでございまして、やはり近隣諸国との平等、友好ということは当然のことでございますけれども、世界的にやはり、いわゆる平和を求めていくという一つの国のあり方として、我が国は歴史を積み重ねておりますので、私どもとしても理解をし、また、推進をしてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ありがとうございます。市長の平和に対する考え方、私なりに大いに敬意を表す次第であります。

その一方で、市長の考えが、余り市民には伝わっていないような感じを受けております。

特に平和首長会議、また、非核宣言都市のことにつきましても、知らない方も相当数あられるんじゃないかということで思っているわけであります。しかし、こういった機運は、全世界に今広がりつつありますので、そういったことからしまして、被爆国である日本が、そういったことで市長が向いておられるということにつきまして、恒久平和を願う意味でも、また、党派を超えて平和嬉野をアピールすることも大事じゃないかなと思うわけであります。

そこで、形をつくるという意味で市民や、また、観光客に向けまして、一つのアピールとしまして、平和宣言、非核宣言のまちと――よその自治体にもありはしますけれども、こういったアピールの塔なりモニュメントをつくって知らしめたらいかがかと思うわけでして、例えば、今計画されております新幹線嬉野温泉駅前、またはみゆき公園の一画に、そういった設置の考えがないか、お尋ねをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

私どもの、平和についての考え方を遠来のお客様に理解していただくと、また、市民の方に理解していただくのは、やはり非常に大切なことだというふうに考えております。また、議会の皆さん方もそのようなお考えであるということで議決等もしていただいたところでございますので、それに沿って努力をいたしております。

現在は、私たちの市の中で最も目立ち、また、わかりやすく考えられるところは、嬉野の 庁舎前と、それから、塩田の中央公園のところということでございますので、その2カ所に は看板を立てさせていただいて、大きく表示をさせていただいているところでございます。

また、今後のことでございますけれども、いわゆる新幹線の駅前整備等についてはこれから計画が入りますので、そういう点は、御意見として承っておきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ぜひ、その方向で御検討をいただきたいと思っております。

教育長のほうにお尋ねをいたします。

平和教育につきまして、特に、未来を担う子どもたちへどう伝えていくのか、非常に大事だと思っております。特に、先ほど申しましたように、戦後68年を経過しまして、ほとんど伝える人が少なくなって、風化されて、また形が変わってきておりますので、このことにつきましてどう現場で指導をされておられるのか。また、現状の課題等々がありましたら、あわせましてお聞きをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

平和教育についてお答えをいたしたいと思いますが、まず、平和教育とはということで話をさせていただきますけれども、平和について学ぶことであるというふうに思っております。ただし、その平和というのは、単に国家間の戦争や武力抗争がないことのみならず、軍次、経済、人種などに起因する紛争及び紛争をお互いに理性を持った双方が、協調と相互理解のため、武力を用いらずに未然に防ぐ、解決の手段を求めようとする活動のことを平和教育ということで呼んでおります。

学校現場におきましては、具体的な平和学習としましては、先月8月6日、9日あたりを中心にして全校登校日を設けておりまして、平和集会を行っております。これらの集会では、本の読み聞かせでありますとか、地方の方から戦争体験の話を聞く、学校でそれぞれ工夫をして実施をしているところでございます。今回、今年度に調べた内容等では、地元の方を講師としてお招きをして、8月6日、9日あたりにはいたしております。

それから、そのほかに修学旅行では、小学校では6年生が長崎市へ、中学3年生では沖縄 県や鹿児島県の知覧、広島市あたりに出向きますので、平和学習を行っておりまして、例え ば沖縄あたりでまいりますと、語り部さんから戦争体験の話を聞いたり、戦争の遺構、ある いはガマ、ひめゆりの塔なども巡りながら学習をしております。全ての小・中学校で、修学 旅行の内容に平和教育を取り入れているというところでございます。

また、この修学旅行に向けては、事前に準備の段階で、総合的な学習の時間で事前の学習をして、事後の発表等に結びつけて学習を行っておりますので、平和教育については、平和集会、修学旅行等、学校行事や総合的な学習の時間の中で位置づけて学習をしているところでございます。教科によっては、国語でありますとか社会科、特に、社会科あたりでは、具体的なものがございますので、取り組んでいるところでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

教育長のほうから、提出していました先のことまで含めて詳しく説明をいただきましたけれども、今からの質問、やや重複する点もあろうかと思いますけれども、御容赦をいただきながら、また御答弁をいただきたいと思っています。

まず、教育現場におきまして、平和教育のカリキュラムと申しましょうか、教材と申しま しょうか、どのような教科で学習をなさっておられるのか。また、時間配分とか、どのくら いのウエイト、割合があるのか。それが十分なのかどうか、お聞かせをいただきたいと思い ます。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

学校教育における平和教育ということではないかと思いますけれども、例えば、国語の物語教材、説明文教材を通じて、戦争被害の読み取りなどをしております。

それから、社会科では歴史、現代社会の戦争の中で、特に平和的な日本国憲法を取り上げておりまして、戦争放棄の理念、自衛隊、あるいは在日米軍にかかわる市民運動、法的判断の実際等あたりの学習も取り上げておりますし、もうちょっと触れますと、例えば、ナチスのユダヤ人迫害をした事例でありますとか、そういう資料等も入っております。

そういったことで、主に国語でありますとか読み取り、社会科で地理、歴史、公民分野、 そういったところを学習しているところです。特に、公民分野では、憲法と自衛隊、米軍と のかかわりの軍縮の問題等も取り上げているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

子どもにとって、この受け取り方が非常に幅が広いと申しましょうか、私たちの時代からしますと、やっぱり大きな対戦が10年近く前あって、割りかし家族に伝える人がおったということも含めてでしょうけれども、実際、私の子どもたちのときもそうだったんですけど、ほとんど学校で習って、歴史で習いながら来て、言い方は余りにも飛躍しますけれども、実際そうだったです。もう関ケ原とか、大昔のようなことを思っているわけですね。身近なことに感じていないということがありまして、特に最近は、ゲーム上でそういった戦争ごっこでしょうか、できるというのがあるような感じで思っております。

そういった中で、小・中学校の学生に、戦争経験者、または戦中の苦労を経験なさった市 民あたりからの体験話等々を含めて、特別学習的なものがあるのかどうかわかりませんが、 そういった機会があるのか、なさっておられるのか、確認をさせていただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

ちょっと前後になりましたが、先ほど言いましたのは、学習カリキュラムの中で時間数配分等が決まっていますので、それをしておりますけれども、それ以外では語り部さんに話を聞くとか、それから、最近でまいりますと、小学校に中不動の方が命を大切にするという大きな紙芝居をつくって入ってきていただいて、いわゆる小学校では朝の時間帯あたりを利用

して入ってもらっていますが、ほとんどの小学校で入ってもらっています。そういった部分 が新しい形としては見られるところです。

それから、それ以外の部分では、やはり主に必ず実施をしているのは、先ほどから言っておりますように8月6日とか9日の原爆の日に合わせてやっておりますので、そこら辺が一番重きじゃないかと思います。

以上のようなことでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

本当に、年々急速にと申しましょうか、そういった伝える、実体験の方が少なくなっている、減っている、御存命であるけれども記憶が薄れているという方も多くありますので、せっかくこの時期でありますので、この時間でありますので、そういった方々が、有名であるとかそういったことはまた別にして、やっぱり事実に近い状態を語られる方を地元地域あたりでお互いに情報を探りながらでも結構ですから、学習の中に、子どもに伝える機会をとっていただいたらと思うわけであります。

今、既にそういったことを一部なさっておられるということで今お聞きをいたしました。 実は、私の父も――多分60歳以上の皆さん方はほとんどそうでしょうけれども、太平洋戦争に海軍としていきまして、ハワイの真珠湾からガ島と言われるガダルカナル島のほうで、本当に苦心惨たんとした経験をしながら、本当によう命があったなと。駆逐艦、戦艦が2回も轟沈したということも聞いていましてので、本当に縁があったなと思っておりますけれども、そういった中で、帰ってきた後やわら言いますには、戦争はやっぱりいかんぞということを言っておりました。子どもたちに現場の状況を言っても余りわからないかもしれませんけれども、戦友あたりが来たときもそういったことを言っていましたので、非常に貴重なことを直に父から聞いたことであります。

いずれにしろ戦争のむごさ、戦争の体験、また、その時代に生きてきた人たちにしかわからない点もあろうかと思います。そういった点で、戦争のあの対戦の惨事が風化していることもありまして、ある面じゃ、平和のありがたさが感じられなくなってきていると思っております。

そういったことで、平和の今後の、今現在もそうでしょうけれども、これからのこと、そ そういったことを伝える人が少なくなってくる今後の平和の教育のあり方についてどう思わ れるのか、また確認をいたします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

平和教育についての今後のあり方ということでお尋ねになっているのでないかと思いますけれども、議員さんが、4つ目の項目でしょうか、観光というふうな文字が見えますけれども、例えば、嬉野は幸い長崎にも非常に近うございます。それから、そういったところとか、佐世保、平戸、島原あたりもありましょうか。そういうものあたりとの連携も考えていく必要があるのではないかと思います。

それから、先ほど市長のほうからお答えがありました、非核三原則がありましたけれども、 長崎と提携をしたときには長崎の市長さんをお呼びして、中学生に講演を聞かせていただき ました。そういったことの機会を逃さないように今後もしながら、修学旅行で今のところ、 いわゆる平和を奏でる地域を必ず選考しておりますので、鹿児島、沖縄、広島というのがご ざいますので、そういう中に行くときには事前に準備をしながら、平和集会は必ず位置づけ ていくというふうなことも、今後、引き続き取り組みをしてまいりたいというふうに思って おります。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

それでは、また重複するかもわかりませんけれども、平和教育の一環であります修学旅行についてですけれども、これにつきましても、例えば日本全国を見てみたときにも、平和教育の中の広島、また長崎ということでありまして、私どもからしましたら当然長崎が近いわけですけれども、そういった点で、私も観光業におったときなんですが、非常に――あの当時でもそうだったんですけど、平和教育そのものが全国的に薄れてきているということをエージェントあたりから聞いたことがあります。こういったことで、その中で、この嬉野から見たときに、全国から見てもそうでしょうけれども、修学旅行の平和教育につきまして、行き先としましたら広島、また、長崎。私もうっかりしましたけど鹿児島もそうですね。鹿児島もあり、また、沖縄もあろうかと思いますけれども、子どもたちに行き先のアンケートを取るような形でなっておらんでしょうか。行き先の決定はどういった形になって決めておられますか。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長(杉﨑士郎君)

お答えを、修学旅行の行き先ということではないかと思いますけれども、大体、低学年から高学年に向けて、距離的に伸びるところを選定しておりまして、大体、小学校の低学年は身近なところからスタートをするということですね。そして、必ず入ってくるのは今おっしゃるように長崎は5年生ぐらいで入ってきますよね、6年生が北九州あたりに行くと。中学校によっては、例えば1、2年生はございませんで3年生でいきますので、南に行くのか広

島方面に行くのかという方向で、年によって変更する場合がある。その場合は、保護者の皆さんあたりにアンケートをとって、例えば、南に行って、知覧で特交の碑を見るというふうなときが、平和教育では、広島ではこうやってできますよというふうな例示をしながら、そして、沖縄に行ったときにはこうやってできますという話がありますから、いずれにしても経費がかかるわけでございますので、経費とにらみ合わせながら、行く先については検討をすると。学校、保護者だけの意見じゃなくて、学校行事としていくわけでございますので、基本的には全員参加ができる場所で内容が充実したものということで選んでいくということになるかと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

これも、そういった専門の方から聞いた中でですけれども、長崎がやや敬遠される、これは保護者の意見も入っているかもわかりませんけれども、どうしても原爆資料館が過激過ぎて敬遠されがちという声も実態としてはあるような感じがしております。それに比べまして、もうちょっと楽しくて、遊べてというのはおかしいんでしょうけれども、そういったところにしむけ先が変わりつつあるという話も聞いたことがあるわけであります。今の話とちょっと、話が飛躍するかわかりませんけれども、先般、松江市ですか、はだしのゲンが一躍にボッと、スポット的ににぎわせたわけでありはしますけれども、教育現場におられます教育課長、はだしのゲンのこの騒動――騒動っておかしいんですけれども、あの現象をどう思われるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

新聞等で既に、大部分報道をされておりますように、その内容をどういうふうに考えるかということよりも、その設定、規制に係る手続というふうなところでの問題というふうなところで松江市のほうでも報道はされておりました。だから、内容そのものについては今ここでどうこうという言及は避けたいと思いますし、あくまでも手続上、広く皆さんの理解を得るというふうなところが非常に欠けていたというところで課題があったのではないかなというふうには認識をしております。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

確かに、手続等の問題があったということでああいった一つの騒動になったとは思います

けれども、原因、現象が、やっぱりあの漫画が非常に過激過ぎるからというお声を踏まえながら、対応の問題はまずい点もあったもわかりませんけれども、それが露出したんじゃなかろうかなと私なりに思うわけでありまして、いずれにしても、ああいった形でこのはだしのゲンが再認識されたことにつきましては、ある面ではよかったかなと思っておるわけであります。

戦争とか原爆とかは、本当に、まさに地獄絵でありまして、人間のしわざとは思えないものでありまして、それが戦争、もしくは原爆であるわけですけれども、作家の中沢啓治さんが、ああいった形で悲惨な戦争と原爆の恐ろしさを次の次代の子どもたちへ伝えるために、わかりやすく漫画として表現したものであると思っております。

発刊されて40年たった今でも人気作品として、戦争の風化とともに、その本質が、ある面では一番本質の部分が失われてきているんじゃないかということで、ああいった一つの社会現象になった一因もあるんじゃないかなと、私なりに思っておるわけであります。

そういったことで、先ほどの原爆資料館についても、過激過ぎるからという声もあるとするならば、修学旅行のしむけ先から変わっているのかなということが一つの起因かなと思ったりもしているわけであります。

そういった中で今の実情ですけれども、小学校、中学校に分けまして、平和教育の修学旅 行の実情はどういった形になっておるのか、確認します。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

先ほど来、教育長が御答弁を申し上げておりますように、修学旅行については、全ての小学校、長崎のほうで平和学習を取り入れております。また、中学校におきましては広島のほうでの平和学習、それから鹿児島の知覧、それから沖縄のほうでのガマであるとかひめゆりの塔、そういったところを通した平和学習というのが、全ての学校において組まれているところでございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

そういったことで、嬉野温泉も長年平和教育の長崎を目的とした修学旅行は今も既に、も うずっと延々とあるわけでありはしますけれども、その修学旅行で恩恵を受けた、今もそう ですけれども、受けております。

そういったことで、機会がありましたらですけれども、この平和教育を減らさないための 一つの方法としまして、全国の学校へ、長崎を目的とした平和教育の修学旅行の受け入れ促 進につきまして、機会がありましたら会合などで長崎の平和教育を強くお勧めいただくよう なことも可能でしょうか。御利用いただきたいということでお願いすることが可能なのかど うか、できましたらぜひ誘致に向けてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

産業振興部長。

〇産業振興部長 (一ノ瀬 真君)

まず、今のおいでいただいている情報が少しございますので、御報告したいと思いますけど、大会誘致の補助金の関係からしか資料がございませんので、その方面から御答弁申し上げたいと思いますが、いわゆる修学旅行で嬉野温泉にお見えになっている方が大体49団体ございます。そのうち48校が、少なくとも平和公園とか原爆資料館とか、そういう原爆被爆に関する、実態がわかるような場所を研修地として選ばれた後に嬉野に御宿泊をいただいているという実態がございます。ですから、49分の48とほとんど100%近く見えておられるという実態がございますので、それは小学校、中学校、高校、それぞればらばらではございますけれども、遠いところは愛知県とか岐阜県、鹿児島県とか、そういうふうなことで、今、そういう実態がございます。今後とも――恐らくそのほとんどがエージョント絡みじゃないかとは思いますけれども、そういうふうなところを通じてももちろんですけれども、被爆地区から一番近い温泉地ということで、引き続きそういうことは私どものほうでも努力したいというふうに思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

承知いたしました。引き続きそういった形で、平和教育の修学旅行を含めて、強くお願い をしたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。憲法の改憲案につきまして、質問をいたします。

現在の日本国憲法は、あの対戦の反省を踏まえまして、戦後、世界に類を見ない平和憲法 をつくり、また、日米安全保障条約で、日本は、戦争によって1人の戦死者も出さずに今日 まであります。そういったことで平和を守って、経済成長の今の反映があると思っておりま す。

世界の先進国では、このような国はほかにはありません。普段は平和の中に日々を過ごしている私たちでありはしますけれども、その平和のありがたさが感じられません。この日本国憲法で守られているからであって、日本が世界に誇るべきものであると思っております。

先般の国政選挙で自民党が大勝いたしました。落ち込んでいた日本の経済は、アベノミクスの効果もあり再生しつつあります。そういったことで、大いに評価をすべきものであるという認識であります。

もう一方で、政府の中枢は、一つの目的であった憲法の改憲に大きくギアを入れようとしています。このことは冒頭で申し上げましたけれども、日本の将来を大きく左右すると言っても過言ではないほど大事な問題であると思っておりますので、国も、我々も党派を超えて、しっかりと議論すべき問題だと思っております。

まず、市長にお伺いいたします。

初めに、今の憲法改憲の動きについて、どういった認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答えを申し上げます。

お尋ねにつきましては、憲法改正の動きについてということでございます。

憲法の関係する議論は長年続けられてきたところでございまして、戦後、制定されました 現在の憲法が、世界の平和の秩序を守ることに貢献してきたことは評価できるというふうに 思っております。我が国は、以前から近隣諸国との友好関係確保を国の施策として努力をし てまいったところでございます。現在、さまざまに議論がなされておりますけれども、60年 以上のときを経ておりますので、この憲法の問題について、現在議論が起きておりますこと について私は肯定をしておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ある面じゃ、市長もおっしゃいましたけれども、時代の流れで、変えるべきところは変えていくということについては認識を1つにしております。

そんな中で、今回の改憲の一番の目的は憲法第9条と96条の改憲でありまして、そこに私なりの意義があるわけであります。現憲法の最初の第1章に、今現在の憲法ですけれども、天皇とありまして、その第1条に、皆さん御承知のとおり、日本国の象徴ということで、人間天皇として、国民に親しく身近な天皇であられるわけであります。これを今回の改正草案では、象徴が元首に変わっております。これは、何を意味するのか私はわかりませんけれども、ある意味じゃ、諸外国にどう説明をするのか、また、天皇を政治利用にされなければという懸念もあります。

あと、第2章につきましては、今は戦争の放棄を掲げております。その中の第9条が、 「武力の行使」は「永久にこれを放棄する」と明記してありまして、その2項に、「前項の 目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを 認めない。」とあります。これが、いわゆる平和憲法で起因するところであります。この分を――こちらに改正草案を持っていますけれども、改正草案では第2章は、戦争の放棄が安全保障に、一つの案として変えられております。そこの内訳の第9条の中に、戦争の放棄という記載がありはしますけれども、2項に自衛権の発動を妨げるものではないということになっておりまして、これが今、いろいろ報道で問題になっています集団的自衛権の発動を容認したものであります。

草案では、新たに第9条に追加しまして、1、2で国防軍の新設が今されています。それを読んでみますと、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする国防軍を保持する。」となっております。詳しくは、国防軍の行動、任務が国防軍の中で一つの裁判として設置されておりまして、起案として示されております。集団的自衛権に範囲を広げれば、自衛隊が国防軍と名を変えまして、同盟国、いわゆるアメリカが戦争状態になったとき、自国が直接攻撃を受けなくても実力を持って阻止する権利があるということでありまして、いわゆる同盟国の援軍として全世界どこでも派兵することができるという、まさに戦争に加担することではていかと私なりに解釈をしております。いわゆる都市の法律によってそういう規制ができると言われておりはしますけれども、憲法を緩めることで、法律の運営は、そのときの政権がどうにでもできるという解釈もできるわけであります。

現憲法は、世界に誇れる平和主義の憲法であるわけでありますので、平和憲法を根底から 覆すものではないかという認識を思っております。先ほど、市長から答弁がありましたけれ ども、再度この憲法第9条の改憲案について、市長の意見をお聞かせください。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

さまざまに議論はあっておりますので、まだ変化もあると思いますので、いろんな論評は できませんけれども、私は、自衛権というものにつきましては、基本的には認められている というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ということは、当然この分を個別的自衛権に変えてでもできるんじゃないか、自国を守る という意味ではできるんじゃないかという認識を持っていましたけれども、市長については、 集団的自衛権の中で、それを自分なりに理解するということでよろしいわけですね。 以上、確認します。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

その集団的という、今、議論がいろいろあっており結論的には出ておりませんので論評は できませんけれども、やはり我々国民として、自衛をする権利は当然持っておるというふう に考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

それじゃ、一応、市長のほうからそういった形で答弁をいただきましたので、後の質問は 控えさせていただきます。

それじゃ、次の質問に入ります。

我々の集落、私、下野区ですけれども、河川の問題です。農地・水・環境保全を利用しまして、年2回、河川周辺の除草を行っています。その中で、流域に茂っておりますアシが、非常に以前と変わりまして管理が難しくなって――我々が直接できませんけれども、要するに生い茂った状態ということで、非常に見苦しい状態であります。また、いろんな雑物が流れるときにそこにひっかかってみたりしておるわけでありますけれども、塩田川流域が、ほとんど同じような状況であると思っております。この河川に生い茂っていますアシの処理対策ですけれども、今現在、どういった形で計画、または対処をなさっておられるのか、所管のほうにまずお聞きをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

建設 • 新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

県河川の分につきましては、鹿島土木事務所のほうで管理をされておりまして、年間を通 した業務委託がなされておりますので、そこの業者の方で対処をされておるというふうなこ とで聞いております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

業者は委託ということなので、塩田川は2級河川で、県の管理の中に地元業者に委託されてしていると。頻度とか内容は、どういった形でなっておられますか、頻度。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中島憲郎君)

頻度につきましては、草払い等につきましては年に1回程度だと聞いております。範囲が 広うございまして、やはり年に何回でもというのは財政的にもなかなか厳しいというふうな ことをお聞きしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

私も実態を見ているようでぼおっとしていましたんですけれども、これは、草払いで処理 をなさるんですかね。燃やすというんでしょうか、焼却ということは川の中ではなさってお られませんか。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設·新幹線課長(中島憲郎君)

河川等の草払い後の処分については、焼却をなされていると思っております。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

承知いたしました。

あと、この河川の中のそういった草の状況の中で、武雄にあります河川事務所、あちらのほうから情報をいただきまして、牛津川とか河川の分の草払いをしたのを大きな東で丸めながら、それを何カ所かに分けながら積み上げておられまして、希望者は、利用者は取っていっていいですよと。しかし、窓口に受け付けをしてくださいということでありまして、私も数年、その分をいただきにあがって自分の畑に使っているんですけれども、塩田川流域でそういった形ができないものなのか、お尋ねをいたします。

〇議長 (太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

今、議員がおっしゃるように、県河川につきましては、河川断面等が大きいところはもう

ほぼ国が管理をしておりますので、国の河川につきましてはそういうふうな事例があったということをお聞きしております。

ただし、県河川につきましては、塩田川流域につきましては、人力がほとんどだというふうなことで、そういうふうな除草後の集積とか束ねるというふうなこと自体はなされておられないということでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

管理が国と県と違うということで、対応のやり方についても――もちろん予算の問題もあるんでしょうけれども、違うということであるんですけれども、答弁のとおりですけれども、それを県のほうに、そういった要望があっているということで一つの意見として上げるということは可能でしょうか。

〇議長(太田重喜君)

建設・新幹線課長。

〇建設・新幹線課長(中島憲郎君)

お答えいたします。

それは、おつなぎをしたいと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

山下議員。

〇4番(山下芳郎君)

ぜひ、そういった形で一つの資源と申しましょうか、それをそのまま現地で焼却する、もしくは草払いして済ますということの現状の中で、有効活用としまして、そういった形が利用できたらと思っておりますので、ぜひ、県のほうに働きかけをお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

〇議長 (太田重喜君)

これで山下芳郎議員の質問を終わります。

一般質問の議事の途中でございますが、ここで14時55分まで休憩いたします。

午後2時40分 休憩

午後2時55分 再開

〇議長 (太田重喜君)

それでは、休憩前に引き続き一般質問の議事を続けます。

先ほどの山口忠孝議員のほうから補足の説明がありますので、これを許します。

〇2番(山口忠孝君)

先ほど、私の質問の中で嬉野中・轟小の人工芝の件に関しましては、6月議会のほうで議 決しておりましたことを私はちょっと勘違いしておりましたので、少し訂正しておわびを申 し上げます。どうもすみませんでした。

〇議長 (太田重喜君)

引き続き、8番梶原睦也議員の発言を許します。

〇8番(梶原睦也君)

議席番号8番、公明党の梶原でございます。傍聴席の皆様におかれましては、まことにありがとうございます。

今回は、うつ・自殺対策について、野良猫対策について、1型糖尿病患者への支援について、そして厚生住宅跡地利用についての4点でございます。

まずは、1点目のうつ・自殺対策についてであります。

これは、昨年の3月議会でも取り上げましたが、今月は9月10日から自殺予防週間ということもありまして、この問題に対する取り組み強化のために再度取り上げさせていただきました。

近年、鬱病を原因とする自殺者が大変多くなっております。交通事故死が年間5,000人弱で減少傾向にあるのに比べまして、自殺者は年間約3万人を超え、年々増加傾向にあり、早期の対策が必要でございます。

自殺者のうち約6割を超える方が鬱病であったとされ、そのうち専門医の適切な治療を受けていなかった方が7割から8割を占めているとのことでございます。自殺防止の重要な対策が鬱病の早期発見、早期治療なのでございます。

鬱・自殺につきましては、本人の苦しみだけではなく、御家族、さらには関係者にとりま しても大きな苦しみとなります。

そこで、本市においてはうつ・自殺対策に関し現状はどうなのか、また取り組みについて はどのようになされているのか、さらには昨年の私の提案に対しどのような判断をされたの かについてお伺いいたします。

個々人において専門医の診断を仰ぐのは当然でございます。しかし、行政としても早期の 対策を講じるべきではないかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

さらに、学校現場における子どもたちへの鬱病や自殺に対する教育はどのようになされているのか、教育長にもお尋ねし、壇上からの質問とさせていただきます。

なお、あとの質問に関しては質問席より行いますので、よろしくお願いいたします。

〇議長 (太田重喜君)

ただいまの質問に対して答弁を求めます。市長。

〇市長(谷口太一郎君)

梶原睦也議員のお尋ねについてお答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、うつ・自殺対策についてということでございます。後ほど教育長からもお答え申し上げます。

平成10年以来、全国の自殺者数は平成23年まで14年間連続で3万人を上回り、嬉野市でも数名の方が亡くなられております。また、鬱病で治療をされておられる方で自立支援医療を利用されている方も50名ほどおられます。実際の患者数はもっと多いのではと想定されます。このような現状の中、市の独自の取り組みとともに平成21年度からは、実施されている自殺対策緊急強化基金事業を利用して自殺対策に取り組んでいるところでございます。

お尋ねの嬉野市での取り組みといたしましては、1点目が精神科医師や保健師による心の健康相談を毎月実施いたしております。また、支援者講習会、いわゆるゲートキーパー研修会の開催を行っております。また、自殺予防講演会も開催いたしております。また、「心といのちの文庫」を設置いたしておりまして、市の図書館と市内の各小・中学校に配付いたしております。また、鬱の場合のチェック表の配付も行っております。そして、市報やホームページによる広報等を行っておるところでございます。このようなことで、あらゆる面で鬱病の対策について取り組みを進めているところでございます。

以上でお答えといたします。

〇議長 (太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

鬱・自殺防止の教育についてということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

鬱にならないために、また自殺防止という観点から子どもたちに最も必要なことは、自尊感情を高めるとともに、生きることのすばらしさを実感し、希望と憧れを感じられるように心の教育をしていくことであります。そして、よりよい人間関係を築き、問題に出会ったときに自分で解決していくスキルを身につけさせていくことが大切だと考えております。

鬱・自殺防止の教育活動ということでは、心の教育という視点から命の大切さ、命のつながり、生きることの喜びなどをテーマにして、全ての小・中学校の道徳の時間を通じて一人 一人の個性を尊重し、命を大切にする心の教育が行われております。

また、平成23年度に嬉野市の教育委員会でつくりました嬉野市副読本「生きる力」の教科書を活用して心の教育の推進に取り組んでおります。特に暴力行為、恐喝、セクハラ、携帯電話のトラブルなどの指導を通じて自己解決力を育成し、相手の立場を尊重することや相手を思いやる心の育成を図っているところでございます。

さらにまた、鬱などの心の病が自殺に関連している事例もありますので、心の教育相談員 やスクールカウンセラーの配置等、教育相談体制の充実を図った教育を行っております。 以上、お答えにしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

鬱病の発症率というのは、今、15人に1人が過去に鬱病を経験していると。そして、そのうちまた50人に1人が1年以内に鬱を経験しているというようなデータが出ております。そういう意味で、先ほど、前回私が市内にどれくらいの方がいらっしゃいますかという質問をしたときに、自立支援台帳の中からですけどということで約60名程度という数字的な部分はもらいましたけど、現実には、先ほどの私の全体的なデータから言いますと、嬉野市内で1,500人ぐらいの方がデータ的にはいらっしゃるんじゃないかなと、その症状はいろいろあると思うんですけれども、そういう感じで私は思っているんですけど、担当部局としてはここら辺の数はどのように把握されているのか、お伺いいたします。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

先ほど議員のほうからも御発言ありましたように、自立支援医療を利用されている方が四、 五十名と、そういったつかみ方しか持っておりません。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

担当のほうでは、そういう60人程度で、あとはつかんでいないということでありますが、 そしたら大体、嬉野市内にどれくらいの方は、推測でですよ、それもないのかどうか、その 点についてお伺いします。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

先ほど健康相談を行っているということを申しましたけれども、毎月第4月曜日午後、精神科医による相談がございますが、年間40から50名の相談があっていると、数字としてはそれくらいを把握しております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

そしたら、今度、全体的、市民の方の部分はちょっと置いておいて、実際市役所内の職員の方、また学校の教職員の方、これらについて職員、教職員の中でそういう鬱を発症している、またそういう対策をどういうふうにとっているか、その点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

総務課長。

〇総務課長 (池田英信君)

お答えします。

職員で具体的に鬱ということで治療中の方も何名かいらっしゃいます。で、その方に関しては通院されている場合もありますし、休職というケースもございます。休職というか、しばらく治療するという状態の方も数名いらっしゃいます。

市の対策といたしましては、保健師のOBの方についてですね、毎週1回、カウンセリングをお願いして様子をうかがってもらうとか、そういった対処をしております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

学校教育課長。

〇学校教育課長(神近博彦君)

教職員関係の状況ですけれども、現在そういう精神疾患等で、対象者2名で現在休職中です。

具体的には、そういう対策としましては、日常の対策としてはヒアリング、校長が毎月、 定期的に時間を見つけて教職員とヒアリングを行います。そういった中で、そういう心配事 であるとか困り事についてもきめ細かくヒアリングを行うことと、校務分掌を決めたりする ときに具体的に校務の偏りが起こらない、職務の偏りがならないように配慮をすること、そ ういった対策が具体的に行われております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

わかりました。そういう対策はとっているということでございますが、前回、私が質問したときは鬱病そのものに焦点を当てて質問をさせていただいたんですけど、今回は、先ほど言いました自殺予防週間ということもございまして、自殺の原因として鬱病がやっぱり一番、ここをとめていかないといけないというデータがありますので、今回、取り上げさせていただきました。

こういう自殺に結びつくようなこの鬱病をですね、やっぱりどうしても撲滅していかないといけないんじゃないかということで取り上げさせていただきましたけど、前回の質問のときに嬉野市内でもゲートキーパーをという提案をさせていただいたところ、今、市長のほうからゲートキーパーについても講習会等をやっているということでございましたけれども、そのゲートキーパーの講習会についてどのような形で行われているのか、もう一度お伺いしたいと思います。

〇議長(太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

ゲートキーパーの支援者の研修会というものを開催しておりまして、平成22年に対象者を 民生児童委員の方70名、母子保健推進員の方13名、平成23年度、食生活改善推進員の方67名、 地域コミュニティ運営協議会関係者21名、平成24年度行政嘱託員85名、市職員54名、うち議 員の皆さん2人、平成25年度、理容師組合29名、総計で339名の方を対象に講習会というこ とで研修会を行っております。

ゲートキーパーという特殊な免許もあるわけではございませんので、この講習を受けていただいたことでゲートキーパーにおなりくださいというふうな講演の内容となっております。 以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番(梶原睦也君)

わかりました。かなり、そしたらきめ細かな形でされているというのはわかりました。

先日――先日というかきのうですかね、新聞の中に唐津地区が自殺者が多いということで、そういう対策を県のほうが推進するということで500万円を上積みして自殺対策にというのが載っていましたけど、その中でもこのゲートキーパーについては、先ほどおっしゃった理容師さんとか飲食店の方とかまで広げてやっていくというような形がありましたので、嬉野市としては早目にそういう対策をとられているということで、そこら辺についてもきちっと充実した対応を今後とも続けていただきたいと要望しておきます。

続きまして、鬱に対する情報ですけれども、まずホームページ等でそういう、先ほどいろいるな形で情報は出していますよということではあったんですけど、私が嬉野市のホームページを開いたところ、鬱で検索しても何も出てこないんですけれども、今現在、この鬱に対する情報をホームページ上で公開されているんでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

先ほど冒頭おっしゃいました自殺予防週間ということで、ただいまホームページのほうに アップしていると思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

ちょっと、ここ、きのうとかは見ていないんですけれども、要するに自殺予防週間のときはどこでもこれやるんですよね。市報にしても、今自殺予防週間ですよと、鬱がこういう大きな原因ですよというのは、これはどこでも、もうこの時期になりゃ必ずやるんですけれども、鬱がこの時期だけ出てくるんじゃなくて常時、鬱というのは年中あるわけですよね。そういう中で、今回、その予防週間とかじゃなくて出されているかどうかということを再度お伺いいたします。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

そのあたりにつきまして確認させていただきたいと思います。

現在、相談窓口等については、自殺予防なりで相談先の連絡先は載っているものと思って おりますけれども、そういった特集的なものが常時開設されてはいないと思いますので、ちょっと確認をして対応してまいりたいと思います。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

載ってないんですよね、常時は。

今、私言います――前回も全く同じようなことを言ったんですけど、鬱の方とかというのは、もう閉じこもってしまうので、外に相談を求めるというのがなかなか厳しいんですよ。だから、そういう意味でホームページ等を開いて情報を得るというようなのが一番効果的ということで、実際この先進地であります岩手県の一関市、ここでは、こういうきちっとしたホームページ上で鬱の部分はもう割いてやっているんですけれども、その鬱になる、鬱はこういうものですよという一歩手前で、やっぱり何で鬱になるかというたら悩みがあるから鬱になったりとか、もちろんいろいろ病気はあるんでしょうけれども、いろいろな人間関係の悩みとか経済的な悩みとか、病気の悩みとかそういうところから鬱に入ってくる原因としてはそういうことなんですけれども、そういう悩みがある方に次、この悩みはここに相談して

くださいよという案内をずっとしているんですよ。鬱をまず載せておいて、次に悩みはこういうところで解決、相談できますよというような、そういうふうな形でホームページができているんですけれども、それを一歩進めて、担当課のほうでわかってらっしゃるかどうかわかりませんけど、今、「こころの体温計」というのを各自治体やっているんですけれども、佐賀県内においては佐賀市と唐津市が今導入しています。

私、これ、ちょっとずっと勉強させていただいたんですけれども、非常によくできておりまして、まずパソコン上でもいいし、それから携帯でQRコード、これをですね、こういうのをピッとすれば今の自分の心の状態というのが一目瞭然でわかるようになっているんですよ。これは自治体で配置して、そしてその市民の方がそれを採用されたら、その情報が市のほうで全部集約できる、もちろん個人情報は入らないですよ、あくまでも市内の中にこういった悩みを持っている方とかがどれくらいいるとか、どの程度の――これ、程度が出ます。自分がどのくらいの鬱の状態かとか、まあ鬱ばっかりじゃないでしょうけど、心の状態とか。で、いろいろモードがありまして、本人の家族モードとか、赤ちゃんを持ったお母さんの赤ちゃんモードとか、そういう形でその人その人、個人個人に対応した、アルコールについてそれでまた調べていくとかですね。そしたら、その自分の状態というのが出てきます。その自分の状態のところで、今度、次の相談のところまで画面のほうに出てくるようになっているんですよ。だから、例えば、いろいろな項目があって金銭的に悩んでいるというふうになれば、そういう消費者相談とか弁護士相談とかというところに案内するようになっているんですね。非常によくできています。

これを導入すれば、嬉野市で先ほど、もう全く情報がないのと同じような状況で私びっくりしたんですけれども、数の把握もできますし、嬉野市民の中にどれくらいの方の心の状態、本当に病んでいらっしゃる方がどれくらいの方がいるかという参考資料として出てきます。これは非常にゲーム方式になっていておもしろいので、市民の方が結構これに参加されるんですよね。嬉野市にこれを設置したら、嬉野市外の方の情報も入ります。そのチェック項目がずっとありますので、そこで本当に完璧に正確とは言えないと思いますけれども、する方によってどうでもできるわけですから。基本的な部分、しかし大枠がもうかなりこれで嬉野市内にどれだけの方が今現実にいると。市としては、そしたらこういう対応のところに力を入れていかなければいけないとかというのが、もう一目瞭然でわかりますので、ぜひ嬉野市、これ多分もうどこの自治体でも今後広がっていきますし、中身もいろいろ、この鬱だけじゃなくていろいろなバリエーションが今から出てくると思いますけれども、ぜひ嬉野市でもこの「こころの体温計」を導入していただきたいと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今、市内のそれぞれの病院とか医院とか行きますと、ほとんど鬱の診断、自分でできるものがあるわけでございまして、そういう点では、いろんなところで情報を収集するというのは非常に大事だなというふうに思っております。御提案につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

ぜひ、嬉野市はそういった部分で先進的な取り組みを今までもずっとしてきていますので、 この「こころの体温計」については、ぜひ取り組んでいただきたいと本当に思います。

結局、先ほど言いましたように、命にかかわる問題なんですよね。本当に自殺に結びつくところの原因として一番大きいのが鬱でありますので、そこを防止するという意味でも、ぜひこれは市として取り組んでいただきたいと重ねて要望しておきます。

続いて、これも前提案させていただいた鬱の原因の一つとして難聴という、耳が聞こえないところから人と接していくのが嫌になり、鬱のほうに入っていくということで特定健診での聴力検査、これの導入ができないのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

特定健診につきましては、対象者が40歳から74歳ということもございます。また、身体測定、血圧測定、検尿、診察、問診、血液検査等を行い、脂質異常、血圧異常、糖尿病等の疑いなどを発見し、成人病の予防のための事業ということになっておりまして、検査機関であります医療機関や、またはデータを集める機関、それとそれを処理するシステム、全てがその目的に沿って構築されておりますので、異質なものを一つだけ加えるということに非常に難しい面があると思っております。

したがいまして、おっしゃる難聴の件につきましては広報等で、放置せずに治療もしくは 相談、それとあと周りの方も見守り等をぜひお願いしたいというふうなことで対応してまい りたいと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

なかなかすぐ導入というのは難しいと思うんですけれども、できるだけそういう対応についてはやっていただきたいと思います。

そしたら続きまして、学校現場でのうつ・自殺対策についてということで、先ほど教育長のほうから、そういう部分を含めて対応はしているということでございました。

ただ、教育長も御存じかもしれませんけれども、埼玉県の志木市の中学校で絵本を使った うつ・自殺対策ということで、夢ら丘実果先生という方がその原案をつくって日野原重明聖 路加国際病院の院長さんが推薦をしているんですけれども、うつ・自殺対策の絵本を学校教 材として今使っていると。こういう志木中学校でこれを最初にやってから全国的に広がって いきまして、この本をうつ・自殺対策の教材として使っているというところが今ふえてきて いるんですけど、このことについては教育長、御存じだったでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

教育長。

〇教育長 (杉﨑士郎君)

お答えを申し上げたいと思いますが、その情報は入っております。

そういうのも受けて、嬉野市では実は山内町の草場一壽さんという方が「いのちのまつり」という本をつくっていらっしゃるんですよね。それを本人さんの許可を得て、大きな紙芝居方式に絵を描いていただいて、命の大切さというところで題をつけていただいておりますけれども、全部の小学校に紙芝居をしていただいております。中不動の川原さんという方なんですけれども、この方が市内の全小学校に入って読み聞かせを紙芝居でしていただいておりますので、類似したものではないかというふうに思います。

そのほかに、やはり実は、平成22年から23年にかけて、佐賀県自殺対策緊急強化基金事業というのがございまして、全小・中学校に命の教育、あるいは心の教育に関する図書、DVDあたりを、例えば、「介護うつ お姉ちゃん、なんで死んじゃったの」とか「元気になる本」とか、そういう部類の本を学校図書館に買いそろえて置いております。そういったこともしながら対応はしているところです。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番(梶原睦也君)

わかりました。同じような中身というか形でやられているということで、ちょっとこの志木市の場合は、子どもたちに鬱病という言葉は聞いたことはあってもどういう病気かと聞けば、もう全くわからないというような状況だったということで、またもう1つは、授業をした最後の感想文の中に、授業をした後に感想文を書かせたら、自分も何度も死のうと思った

と、そういう感想文があったということで非常に気づかないところでそういう部分もあるので、こういう子どもたちへの教育も非常に大事だなということで今回提案させていただいたんですけれども、嬉野市としてもそういう取り組みはされているということですので、しっかりそこら辺の充実も今後していっていただきたいと、そういうふうに思っております。

じゃ、以上で教育長への質問は終わらせていただきます。

続いて、野良猫対策ということで質問を移りたいと思います。

これも以前、質問をさせていただきました。野良猫の鳴き声や宅地に侵入し、ふん尿で悩んでいると、また、よその敷地で子ども産んだりとかですね、そういう近隣のトラブルの原因になっているということでそういう対策をすべきではないかと提案させていただきました。このことについて今現在の、1年前なんですけれども、この提案させていただいたのは。1年たって今の現状についてはどのようになっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

苦情の現状ということでございますか。 (「はい」と呼ぶ者あり)

今現在、市のほうに電話等問い合わせがあっているのが、先ほど議員お話のように、家の 周りに住みついて困るというような苦情、御相談が年間に10件ほどあっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

かなり少ないですね、年間10件といったら。実際、私はもう、かなりこれについてはいろいるなところで聞くんですけど、まあ、上のほうに上がって――上というか行政のほうに上がってくる数が少ないということだけだと思うんですけれども、そしたら、犬はともかくとしまして、野良猫対策について実際市のほうで対策としてやっていることは特別ないということでしょうかね。その点についてお伺いします。

〇議長(太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えいたします。

野良猫に関しては、飼い猫なのか見分けもつきませんし、また近隣住民で餌を与えないで ほしいというようなお願いをしてはおりますけれども、具体的な対策としては今のところは まだ行ってはおりません。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

今、この犬猫、野良猫、飼い猫を含めて、野良猫はちょっと別ですけれども、飼い猫飼い 犬に関しては、基本的には飼い主の責任ですよね。ここがもうまず基本です。もう当然のこ とだと思いますけれども。行政がどうのこうのというより、まず飼い主の責任が問われると。 今回、9月1日で改正動物愛護管理法、これが施行されたと思うんですけれども、この施 行によって行政が対応される部分が変わった部分についてちょっとお伺いしたいんですけれ ども。

〇議長 (太田重喜君)

暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩午後3時27分 再開

〇議長 (太田重喜君)

再開します。

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

申しわけありません。今の件については、ちょっとまだ把握をしておりません。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

これは、9月1日から動物愛護法が改正されまして、今までは自治体で猫とかが、例えば猫を引き取ってくれと、子どもが生まれてですね。そしたら、もう引き取らないといけなかったんですよ、自治体は、もう何も関係なくですね。で、もう処分すると。この9月1日からは、改正動物愛護法ができたら、自治体はその相手の方が、例えば自分が飼っているペットをもう要らなくなったとか、例えばもう引っ越しせんばいかんとかという自己都合によってとかという理由が、そういう理由があったりとか、そういう放っておいたら子どもがまた生まれるけんが引き取ってくださいとか、子猫が生まれたけん引き取ってくださいとかっていう、そういう理由では自治体は引き取りませんということをできるようになったんですよ。ということは、先ほど言ったように、自己責任を今後問われてくると、飼っている人の責任ですよと。だから、今までとは対応が変わってくるんですよ。そういう意味で、この次の質問に入ってくるんですけれども、その中で、その一つに去勢や不妊手術をせずに生まれた

子犬や子猫という部分があるわけですよ。そしたら、不妊手術をしないで生まれてきた子猫とかを行政に持ってきても引き取らなくていいというふうな形になってくるわけですよね。 そしたら、今度、そういうふうになってきたら、どんどんどんどん野良猫は現実はふえていくわけであります。

私が言いたいのは、だからといって引き取って処分すればいいという考え方では絶対だめだと思うんですよね。私、先日、犬猫を処分するそういうビデオをちょっとあるところで見ました。やっぱりもう見るに堪えないというか、ただ単に今、苦情があるからそれを処分してくれというところの話じゃなくて、そういうかわいそうな犬とか猫とか、もう本当に炭酸ガスで今殺すんですけれども、すぐ殺せる殺処分の仕方で安楽死でさせる方法もあるんですけど、その費用が物すごく高いので、今、炭酸ガスで殺しているんですよ。炭酸ガスは即、すぐ死なないんですよね。もがきながら死んでいくんですけれども、そういう状況にですね、それを見たときに、ただ単に人に迷惑をかけるから対応をするとか、そういう次元じゃなくて、もっと根本的なところでこの問題は対応していかないといけないんじゃないかなと。

前回、私、質問させていただいたんですけど、そのときはそういうことじゃなくて、迷惑がかかるから何とかせろよみたいな話で、そしたらそういう子猫が生まれたら行政で引き取りますよって。その先のことまで、私はちょっと申しわけありません、考えなかったんですけど、今回再質問させていただいて、やっぱりそういう命を、先ほどの話じゃないですけれども、人の命が大切です、もちろん猫とか犬も命は大切なんですね。そういうところも、もちろん教育の一環としてあると思うんですけれども、そういう意味でこの対策をぜひ嬉野市としては、その一つとして前回言いましたように、不妊、去勢、ここら辺に助成を出してでもそういった野良猫とかを減らしてもらいたいと、そういう思いで今回出させていただきました。

そういう意味で、今現在、野良猫とかと言いましても、現実は飼い猫が生んだ子どもが野良猫になって、またふえていくというのが現実ですよね。それとか餌を与えるとか、そこら辺のところを対応するという意味で、今現在、佐賀県内で不妊、去勢の助成をしているところは佐賀市、武雄市、鹿島市、小城市、有田町。で、伊万里市においては別の形での助成制度というのがありまして、市が直接やっていないんですけれども、これだけが今、佐賀県内でその助成をしています。金額はそれぞれいろいろあるんですけれども。嬉野市でもぜひその取り組みをしていただきたいと思いますけど、市長いかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

まず、第一義には、やはり飼い主の方が負担等をされるべきだというふうに思いますけれ

ども、今回、法が変わったということで、より野良猫になる可能性がふえてくるということで御意見でございますので、ほかの案件もあるわけでございますけれども、この法の変更した理由等ももう少し勉強させていただいて、私どもとしてはやはり第一義の飼い主さんのまず責任というものをしっかり、もう一回、確認というか認識をしていただく広報も必要であるうというふうに思いますので、そこらから勉強させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

市長ももう前向きだと思いますけど、そういう答弁いただきましたけれども、当然、最初に私言いましたように、飼い主の責任がやっぱり一番大きいんですよね。飼い主のモラルの問題というところが一番大きいと思います。そこはもう否定するものではありませんし、当然、そういうことを考えていけば、次の質問にもなってくるんですけど、今現在、嬉野では大に関しては狂犬病予防法がありますので、そういう意味で嬉野市犬取締条例というのが制定されております。

それで、猫に関しては何もないわけですよね。これ、ちょっとお伺いしますけど、猫に関 しては何もないですよね。

〇議長 (太田重喜君)

環境下水道課長。

〇環境下水道課長 (横田泰次君)

お答えします。

おっしゃるとおり、猫に関してはございません。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番(梶原睦也君)

猫にはないんですよ。そういう意味で、伊万里市のほうでは愛護及び管理に関する条例というところで、犬の飼い主の責務とか、また猫の飼い主の責務というのをきちっと条例で定めてあります。

ぜひこういった条例を、猫に関してもきちっとした条例をやっぱりつくるべきじゃないかなと。私はこのことについては以前から思っていたんですけど、例えば、その中で猫に関しては名札を装着するなどの措置を講ずるよう努めなければならないとか、いろいろあるわけですよ、細かく。そういったものを定めることが逆に猫好きの人にとっても、本当に自分の猫を、ペットを守ることになるんじゃないかなと。あくまでも、先ほど言いましたように、そういう野良猫、野良犬をどんどん殺処分せろとか、なくしてしまえということじゃなくて、

本当にそういう意味で対応をやっていただきたいと。このことについて最後、市長のほうから、そのことについて意見をお伺いして次に進みたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

今の不妊手術等につきましても、さまざまに意見が以前からあったところでございまして、 そういう手術を行政が強制的にすること自体が、動物のいわゆる問題が生じているというふ うな見方もありまして、なかなか行政として踏み込めないというところがあります。ですか ら、先ほど議員御発言されたように、今回、法が変わったということをもう少し勉強させて いただいて、そしてまた議会に御相談をしていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

はい、わかりました。

そしたら、次に移りたいと思います。

次は、1型糖尿病患者の支援についてということで、この1型糖尿病というのは、通常、糖尿病というのは生活習慣病ということで言われる糖尿病、それとはまた全く別なんですけれども、その糖尿病とは全く別なんですよね。1型糖尿病というのがありまして、これは膵臓での障害によってインスリンの分泌が全くできないためにインスリンの自己注射を打ち続けなければいけないと。もっといろいろ難しいんですけれども、簡単に言えばそういう病気であります。

これは、先ほど言いましたように、生活習慣病ではなくて、もうもともとそういう体のそういう病気を、基本的にはウイルスとかもあるんですけれども、そういう生活習慣病で生活改善によって改善できるとかそういうものではないんですよね。

そういう中で、この1型糖尿病を子どものときに発症したら18歳までは医療費の助成制度があります。18歳までになっているんですけれども、人によっては二十までが限度で医療費助成があるんですけれども、その医療費助成の中身はどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

今おっしゃる二十までの医療費の助成についてですけれども、児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業による公費支援でありまして、自己負担がゼロ円から1万1,500円になるように設定をされております。これが、福祉的観点ではなくて治療研究事業ということで科学技術振興費なるものに分類されていると聞いております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

もちろん所得によって多分なっているんじゃないかなと思うんですけれども、そしたら嬉野市では子どもへの医療費助成がありますよね。この病気の方は、例えばどっちのほうをそれを使うようになるのか、その点について。中学校までは医療費助成がありますよね。だから、こういうこの病気そのものの国の制度としての助成があるんですけど、市の助成がずっと乳幼児から子ども医療で嬉野市として独自で出しているやつがあるじゃないですか。この場合、こういう方の場合はどちらを使うのか。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

各法によります助成が先行しまして、市の助成はその法律を適用した後に自己負担がある場合について市の規定によって限度額といいますか、個人負担を除いた分について市から助成があるということになっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

ということは、先ほどおっしゃったように、1万1,500円かの負担がある方は、その分は 今度市のほうで対応できるということ、中学生までですよね。ということで理解していいわ けですね。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

はい、わかりました。

そしたら、先ほど言いましたように、最大二十までは医療費助成があるわけですけど、この方というのは大人になったからこの病気が治るということじゃないんですよね。これはもうずっと続いていきます。だから、最大二十までは医療費助成があって、二十過ぎたらその次からは医療費が発生するわけですよ。この医療費というのが自己注射、先ほど言いましたインスリンを1日四、五回打たんといかんということで、その医療費が相当かさんでくるわけでございます。2万円から3万円、どうかしたらかかると。

そういう中で、これは特定疾患ではありませんので、二十過ぎたらいきなりこの費用が、もうこれは一生なんですよね、一生ついてまわると。もちろんここら辺については、国の制度として対応していただきたいというのが、もちろんそうなんですけれども、市独自で何らかのそういった、全額じゃなくても何らかの対応が市として考えられないかどうか、その点について、どこら辺に市長に聞けばいいのかわかりませんけど、これらについて市としてそういう対応が考えられないのかどうか、お伺いいたします。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

全国的には、今、御発言のような状況だと思いますけど、私のところで持っております資料では、今のところ、嬉野市では該当される方がおられないということでございますので、 ちょっと今の段階では特に助成制度というのは考えておらないということでございます。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

わかりました。

そしたら、そういうケースが出てきたときは、またそういう対応というのもちょっと頭に 入れておっていただきたいなと思って、今回1型糖尿病も出させていただきました。

今度、この1型糖尿病を持つ保護者の方には、特別児童扶養手当が支給されるということなんですけれども、ここら辺の条件等はどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

まず初めに、今、市長が申しました対象者がいないというのは、二十までの方がいないということで、成人の方は四、五名いらっしゃいます。まず、そこを訂正させていただきます。 それとあと、児童扶養手当につきましては、これは認定が各県でまちまちというふうな現 状があるようでございますが、インスリンを自分で打つことができないとか、そういった条件が種々あると思います。

詳細については、私も承知しておりませんけれども、特別児童扶養手当に認定されれば、そういったことで介助が必要な場合にそういった手当が出ますが、それが2級の月額3万3,800円が支給されます。この認定につきましては、各県で微妙に異なっている現状があるようでございます。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

そしたら、この1型糖尿病という病名をもらったというか、その段階でこの特別扶養手当の対象になるということではないわけですね。わかりました。私は、これはそれになるのかなと思ったもので。

そしたら、今度、この1型糖尿病の先ほど言いました方が大人になってもずっとこれを継続してインスリンを打たないといけないというような状況になるのを唯一防ぐというか、それで膵臓移植ということがあるんですけれども、現実に膵臓移植をされた方もいらっしゃるんですけれども、今度、膵臓移植しますよね。そしたら通常、心臓とか腎臓とかそういう機能障害になった場合は、内部障害の認定を受けられるんですけれども、この膵臓に関しては内部障害の認定にはなっていないですよね。この点についてお伺いをしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

今おっしゃるのは心臓移植等につきましては、いわゆる厚生医療の適用がなって自己負担 が圧倒的に少なくなるということだと思います。

膵臓移植については、厚生医療の適用を受けない現状がございますので、通常の高額医療の適用でしか対応できないという現状であります。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

ということで、7つあるんですけれども、まず心臓障害、腎臓障害、呼吸器障害、膀胱、直腸、小腸、HIV、肝臓、この7つだけが内部障害として認定されるということで、膵臓は入っていないんですね。これも、もちろん当然、国の今後の対策になってくるんですけれども、この内部障害に認定されれば障害者のそういった障害者手帳をいただければ、障害者のそういう、例えば交通機関に乗るときに安くできるとかですよ、そういった障害者のそういう制度を利用できるんですけれども、この膵臓手術の方に関しては、そういった対応ができないと、障害者手帳の支給がないのでですね。

そういう部分でも市の、例えば、今やっているタクシー券とかですよ、そういう部分の市 独自の制度があるじゃないですか、障害者に対するですよ。そういうところの対応として、 そういう方はそれを使えますよというような対応ができないのかどうか。医療費を助成とか じゃなくて市独自のそういう障害者に対するサービス、そういったところの対応ができない のかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

健康づくり課長。

〇健康づくり課長(中野哲也君)

お答えいたします。

障害者手帳の交付につきましては、法令に基づいて行われておりますので、その手帳を所 持しない方に手帳を所持した方と同様のサービスをいうふうなことかと思いますけれども、 非常に難しいと感じております。

今おっしゃる1型糖尿病につきましては、国会においても委員会で支援策をすべきだとか 社会保障審議会児童部会においても成人後に必要な支援が受けられるようにと、切れ目のな い支援の検討が必要というふうな見解も出されておりまして、最近の報道によりますと、そ の対象の医療が、先ほど言いました、最初市長が申しました、指定されている疾患が514の うち56しかないというふうな現状が300程度に拡大されるのではないかというふうな報道も なされておりますので、そういった方面に少し期待をしたいと思っております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番(梶原睦也君)

確かに今おっしゃるように、国のほうでもここら辺についての問題点が今指摘されている ところでございます。 そういった意味で、地方で、完璧にできるわけではありませんけど、こういったところに 光を当てていけば、国のほうでもやっぱり動いてくるんじゃないかなと、そういう思いで今 回、全部嬉野でせろよというような話じゃなくて、そういったところに地方もきちっと光を 当てていくことによって国も動いていくんじゃないかなということで、この問題を提起させ ていただきました。

すみません、そのことについて市長、一言お願いいたします。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほどから担当もお答えしておりますように、もう少し推移を見まして、そういう点で、いわゆる国の対応の仕方、また当然県もかかわってくると思いますけれども、そこらの対応の仕方を十分研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

そこら辺もよろしくお願いしておきます。

では最後に、厚生住宅跡地利用につきましてお伺いしたいと思います。

今、嬉野市の公会堂の下の厚生住宅跡地、そのまま空き地で今入れないようにしてありますけれども、今後、ここについては市長はどのように利用を考えられているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

厚生住宅につきましては、昭和24年の建築で60年以上が経過しておったわけでございまして、老朽化が著しく危険な状況であったために、平成24年度、建物を解体、整地して、砂利を敷いた敷地になっておるところでございます。

今後の跡地利用についてでございますが、解体事業費には社会資本整備総合交付金を充当 しておりますので、補助金等に係る予算の執行に関する法律により、補助事業等により取得 し、又は効用の増加した財産の処分については、各省庁の長の承認を受けないで、補助金等 の交付の目的に反して使用し、譲渡してはならないと、又は担保に供してはならないと規定 されておりますので、いわゆる周辺地域住民の安心・安全な暮らしを守るために建物解体を 実施したわけでございますので、当面の間は補助金返還等の課題もございますので、しばら くは現状のままでというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

そしたら、そのままの状態でということで、ちょっとこれは地元からの要望だったんですけれども、厚生住宅跡地の前の道ですね、あの前の、あそこに車が、もうかなり違法駐車というか駐車されるので、非常に交通の妨げになっていると。

そういう中で、次の利用をされるまで、あそこを空き地というか仮の駐車場みたいな形で 利用をさせていただくことはできないんでしょうかというような要望等が出ているんですけ れども、これについてはいかがでしょうか。

〇議長 (太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、現状のままでということで考えておりまして、やはり危険であると、火災等の心配もあるということで解体、撤去をしたわけでございますので、今の御発言のようなことについてはまだ考慮しておりませんでしたので、ちょっと勉強をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

その点も、そしたらお願いしておきます。

あと、先ほど補助金を使ってということでありましたけど、解体した上のところにもありますよね、土地が。解体した下じゃなくて、一段上がって、こっち側に道があるんですけど、 坂道が。そこのところと、それから解体した上のところにも厚生住宅の跡地があるんですけれども、そこも対象になるんでしょうか、今の補助金のところの。

〇議長 (太田重喜君)

建設部長。

〇建設部長(中尾嘉伸君)

お答えをいたします。

解体当時そこの所管におりましたのでちょっとお答えしますけれども、その分につきまし

ても対象となっております。

以上です。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番 (梶原睦也君)

はい、わかりました。

もう一度確認ですけれども、そしたらあの跡地については、今のところ、そのままの状態であそこに何か建てるとか、こういうふうにするという計画は今のところ全くないというふうに再度確認してよろしいでしょうか。

〇議長(太田重喜君)

市長。

〇市長(谷口太一郎君)

お答え申し上げます。

その当時、建物があったときも近隣の方からいろいろ意見が出まして、とにかく撤去して ほしいということでございましたので、撤去しておりますので、ちょっと今のところ、まだ 考えておりません。

以上でございます。

〇議長 (太田重喜君)

梶原議員。

〇8番(梶原睦也君)

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(太田重喜君)

これで梶原睦也議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時53分 散会